

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第3回吉川市防災会議
開 催 日 時	平成31年3月27日(水) 午後2時00分から 午後2時40分まで
開 催 場 所	吉川市役所 2階 202会議室
出席委員(者)氏名	26名 氏名：別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	7名 氏名：別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員職氏名	市民生活部副部長兼危機管理課長 竹内栄一、 危機管理担当 主幹 野間光二、副主幹 監物利明、 主任 白岩茂、主任 青木崇、主事 倉本隆義
会議次第と会議の 公開又は非公開の 別	○会議次第 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) パブリックコメントの結果及び 埼玉県等からの主な修正事項について (2) 吉川市地域防災計画の改訂について 4 その他 今後のスケジュールについて 5 閉 会 ○会議の公開又は非公開の別 全部公開
非公開の理由 (会議を非公開に した場合)	
傍 聴 者 の 数	0名
会議資料の名称	別紙「配付資料一覧表」のとおり
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	玉生委員、鈴木委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局	※ 配付資料確認
事務局	1 開 会
中原会長	2 会長あいさつ
事務局	※防災会議委員等出席者の紹介 ※傍聴者数の報告（傍聴者数はいないことを報告。） ※会議成立の報告 （出席委員数は26名で会議が成立していることを報告。）
中原会長	3 議 事 ※会議録の署名委員の指名 ・玉生委員、鈴木委員を指名し、委員の了承により決定。
	(1) パブリックコメントの結果及び埼玉県等からの主な修正事項について
事務局	<説明> 「(資料1) 埼玉県事前相談の結果と市の対応について」及び 「(資料2) パブリックコメントの結果と市の考え方について」 により、説明。
	<質疑・意見等> 特になし
各委員	<審議> ・「資料1」及び「資料2」のとおり、市の考え方と対応とし、吉川市地域防災計画を修正することについて委員へ承認を求める。 ・過半数以上の委員の承認により修正することを決定。
	(2) 吉川市地域防災計画の改訂について
事務局	<説明> ・「(資料3) 第2回防災会議以降の主な改訂箇所一覧」及び 「(資料4) 吉川市地域防災計画改訂原案（平成31年3月改訂）」 により、説明。
黒田委員	<質疑・意見等> ・(震災-予防-20) 防災拠点施設の設備の受援拠点のうち野営場所に「永田公園」を追加していただきたい。 ※埼玉県緊急消防援助隊受援計画に基づく修正。 ※震災-応急74、風水害-予防-9を合わせて追加修正。

江戸川河川 事務所	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省江戸川河川事務所より（資料3）P23-25、27の基準水位の変更について説明。（資料非公開）
各委員	<p><審議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議内容のとおり修正し、地域防災計画の改訂について委員へ承認を求める。 ・過半数以上の委員の承認により地域防災計画を改訂することを決定。
事務局	<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉川市地域防災計画改訂スケジュールについて <p><説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(資料3) 吉川市地域防災計画改訂スケジュールについて」により、説明。 <p>5 閉会</p>

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月29日

署名委員

五生一美

署名委員

鈴木昇

平成30年度第3回吉川市防災会議 出席者名簿

平成31年3月27日(水)

委員の氏名	出席	欠席	
中原 恵人 (吉川市長)	○		会長
中村 伸也 (国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長)		○	
深山 富美男 (農林水産省関東農政局埼玉県拠点 地方参事官)		○	
布施 武雄 (厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署長)		○	
酒井 英治 (埼玉県東部地域振興センター所長)	○		
中山 由紀 (埼玉県草加保健所長)		○	
木崎 秀夫 (埼玉県越谷県土整備事務所長)	○		
赤星 誠 (埼玉県警察吉川警察署長)		○	
椎葉 祐司 (吉川市副市長)	○		
野尻 宗一 (吉川市政策室長)	○		
浅水 明彦 (吉川市総務部長)	○		
鈴木 昇 (吉川市健康長寿部長)	○		
伴 茂樹 (吉川市こども福祉部長)	○		
中山 浩 (吉川市市民生活部長)	○		
山崎 守 (吉川市産業振興部長)	○		
関根 勇 (吉川市都市整備部長)		○	
中村 詠子 (吉川市教育部長)	○		
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)	○		
戸井田 勉 (吉川松伏消防組合消防長)	○		
黒田 信浩 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)	○		
宮田 孝一 (吉川市消防団団長)	○		
山口 剛介 (吉川市水道課課長)	○		
小川 優 (東京電力パワーグリッド(株)川口支社草加事務所長)	○		
加藤 咲子 (NTT東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店長)	○		
中澤 陽一 (東武バスセントラル(株)吉川営業所長)		○	
春原 尊史 (東日本旅客鉄道(株)吉川美南駅長)	○		
大森 謙一 (日本郵便(株)吉川郵便局長)	○		
臼井 照雄 (東彩ガス(株)取締役 供給保安部長)	○		
中井 薫 (一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)	○		
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)	○		
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)	○		
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会社会福祉士)	○		
高橋 健太郎 (吉川市自治連合会副会長)	○		
玉生 一美 (吉川市民生委員・児童委員協議会理事)	○		
計	26人	7人	全33人(会長を除く)

平成30年度第3回吉川市防災会議

会議資料一覧表

平成31年3月27日(水) 14:00～
吉川市役所 2階 202会議室

記

1. 会議次第・・・(事前配布)

2. 会議資料・・・(事前配布)

資料1 埼玉県事前相談の結果と市の対応について

資料2 パブリックコメントの結果と市の考え方について

資料3 第2回防災会議以降の主な改訂箇所一覧

資料4 吉川市地域防災計画改訂原案(平成31年3月改訂)

資料5 吉川市地域防災計画改訂スケジュールについて

3. その他

- ・ 会議資料一覧表・・・(事前配布)
- ・ 吉川市防災会議委員構成員票・・・(当日配布)
- ・ 席次表・・・(当日配布)
- ・ 吉川市地域防災計画(現行計画)・・・(各自持参)

以上

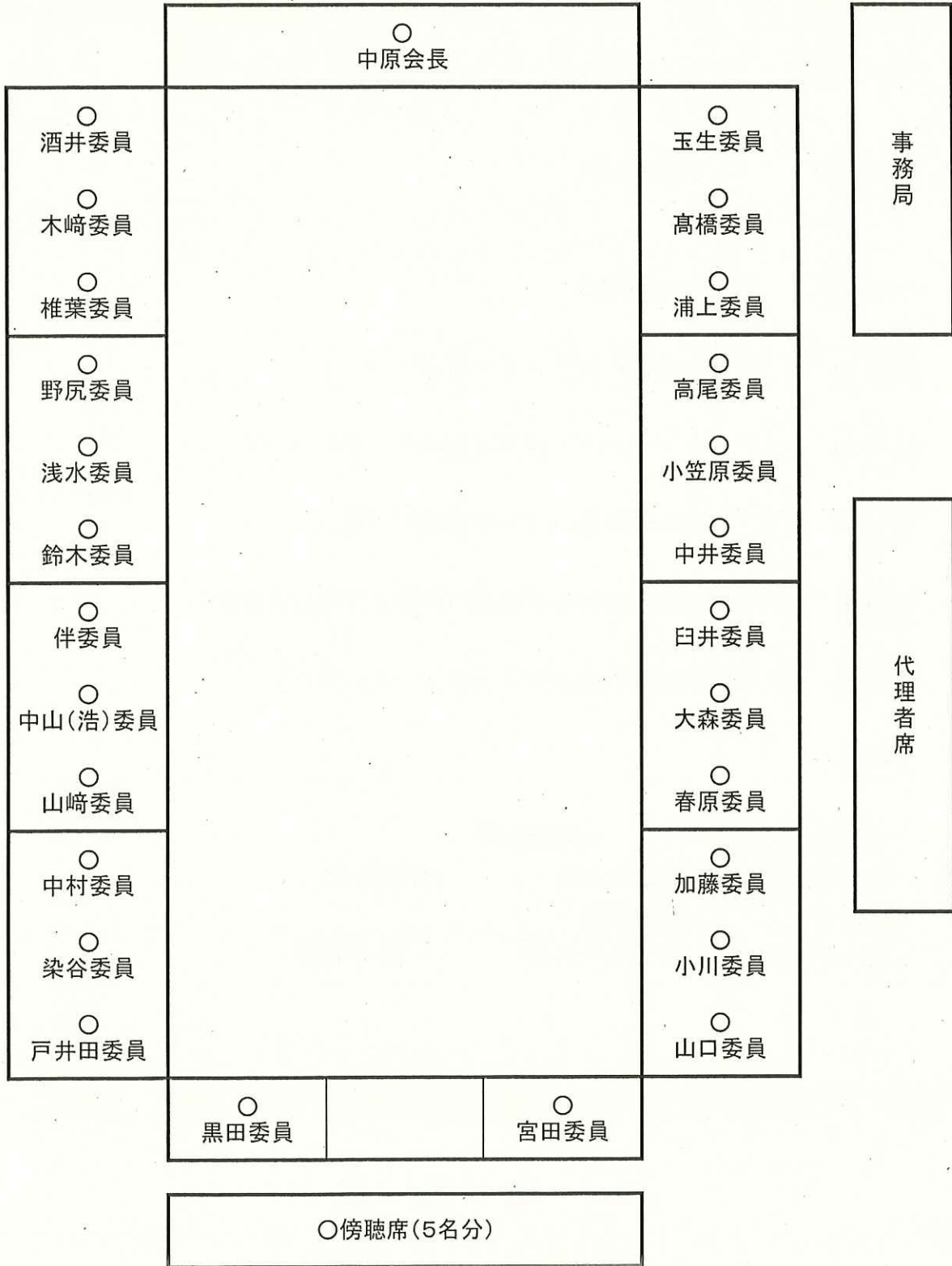
平成30年度 第3回吉川市防災会議 席次表

日時:平成31年3月27日(水)

午後2時00分から

場所:吉川市役所 2階

202会議室



平成31年3月14日現在

構 成 員 票

(1/2)

審議会の名称	吉川市防災会議		
委員の氏名	会長又は 副会長の別	選任の区分	任期
中原 恵人 (吉川市長)	会長	市長	—
中村 伸也 (国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長)		指定地方行政機関の職員 【1号委員】	—
深山富美男 (農林水産省関東農政局埼玉県拠点 地方参事官)			
布施 武雄 (厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署長)			
酒井 英治 (埼玉県東部地域振興センター所長)		埼玉県の職員【2号委員】	—
中山 由紀 (埼玉県草加保健所長)			
木崎 秀夫 (埼玉県越谷県土整備事務所長)			
赤星 誠 (埼玉県警察吉川警察署長)		埼玉県警察【3号委員】	—
椎葉 祐司 (吉川市副市長)		市の職員【4号委員】	—
野尻 宗一 (吉川市政策室長)			
浅水 明彦 (吉川市総務部長)			
鈴木 昇 (吉川市健康長寿部長)			
伴 茂樹 (吉川市子ども福祉部長)			
中山 浩 (吉川市市民生活部長)			
山崎 守 (吉川市産業振興部長)			
関根 勇 (吉川市都市整備部長)			
中村 詠子 (吉川市教育部長)			
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)		市教育長【5号委員】	—
戸井田 勉 (吉川松伏消防組合消防本部消防長)		吉川松伏消防組合消防本部 消防長、吉川消防署長及び 吉川市消防団長【6号委員】	—
黒田 信浩 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)			
宮田 孝一 (吉川市消防団団長)			
山口 剛介 (吉川市水道課課長)		市水道企業職員【7号委員】	—

小川 優 (東京電力パワーグリッド(俣川口支社草加事務所長))		指定公共機関及び指定地方 公共機関の職員【8号委員】	2年
加藤 咲子 (東日本電信電話(俣埼玉事業部埼玉南支店長))			
中澤 陽一 (東武バスセントラル(俣吉川営業所長))			
春原 尊史 (東日本旅客鉄道(俣吉川美南駅長))			
大森 謙一 (日本郵便(俣吉川郵便局長))			
臼井 照雄 (東彩ガス(俣取締役管理本部供給保安部管掌))			
中井 薫 (一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)			
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)			
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)		自主防災組織を構成する者【9号委員】	2年
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会社会福祉士)		1号から9号に掲げる者のほか 、市長が防災上必要と認めて 任命する者【10号委員】	2年
高橋健太郎 (吉川市自治連合会副会長)			
玉生 一美 (吉川市民生委員・児童委員協議会理事)			
公募委員がない場 合はその理由	当会議の委員構成は、吉川市防災会議条例で定められており、行政機関及び公共機関の職員等で構成する会議のため。		

2年任期：平成29年9月1日から平成31年8月31日まで

平成30年度 第3回吉川市防災会議

日時 平成31年3月27日(水)

14時00分から

場所 吉川市役所 2階

202会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) パブリックコメントの結果及び埼玉県等からの主な修正事項について
- (2) 吉川市地域防災計画の改訂について

4 その他

今後のスケジュールについて

5 閉 会

埼玉県事前相談の結果と市の対応について

1 実施概要

(1) 事前相談期間

平成31年2月21日(木)から平成31年3月5日(火)まで

(2) 埼玉県担当課

危機管理防災部 消防防災課 災害対策担当

(3) 事前相談時の主な確認の観点

- ・県ボランティアに関すること。
- ・埼玉県・市町村被災者安心支援制度(人的相互応援を含む)に関すること
- ・「埼玉県地域防災計画」から抜粋されている資料・データ
- ・その他、県の事業や災害対応等に関わること。
- ・誤字、脱字等

2 事前相談の結果と市の対応

別紙のとおり

3 今後の対応

- ① 災害対策基本法第42条第5項に基づき、埼玉県へ報告します。
【吉川市地域防災計画(平成31年3月)】
- ② 市民等へ市ホームページ等にて公表します。

災害対策基本法第42条第5項

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

(略)

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

資料1 別紙

No.	担当課(一覧表P)	改訂案ページ	意見	市の対応
1	消防防災課 (P.1~4)	改訂案ページ 総則5、6 総則12、13	※吉川松伏医師会等は指定地方公共機関ではありません。 (指定公共機関及び指定地方公共機関一覧) →公共的団体等、別の分類へ移動してください。	・【東武バスセントラル(株)吉川営業所】 【(一社)吉川松伏医師会】を10号委員に移動します。 ・【(一社)吉川松伏医師会】 【吉川歯科医師会】【吉川薬剤師会】を公共的団体に移動します。
2	消防防災課 (P.8)	震災予防52	※以下3つを追加してください。(H31.1付追加) 地域災害拠点病院(埼玉県) ① 医療法人社団愛友会上尾中央総合病院(上尾市柏座1-10-10) ② 埼玉医療生活協同組合羽生総合病院(羽生市大字下岩瀬446番地) ③ 埼玉県立小児医療センター(さいたま市中央区新都心1番地2)	追加しました。
3	消防防災課 (P.9)	震災予防57	※市の緊急通行車両の事前確認を行うのは県ではなく警察となります。 (6) 緊急通行車両等の事前届出の推進 市は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、 埼玉県又は埼玉 県公安委員会へ緊急通行車両等の事前届出を推進する。	修正しました。
4	消防防災課 (P.14)	震災応急 69、70	※自衛隊要請の3要件を入れてください。(県計画2編PI23参照) 7. 2 自衛隊への災害派遣要請	追加しました。
5	消防防災課 (P.16~17、P.29)	震災応急111 震災応急112 資料編41	注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて 内閣総理大臣厚生労働大臣 の承認を得て実施期間を延長することができる。 ※救助法の所管が厚生労働省から内閣府に移管。	修正しました。 ・厚生労働大臣 → 内閣総理大臣 ・厚生労働省令 → 内閣府令

NO.	担当課(一覧表P)	改訂案ページ	意見	市の対応
6	消防防災課 (P. 7、11～13、17、 20～21、25～27、 29～30)	震災予防33 震災応急16 など。	※県防災システムの更新に伴う名称の変更 (県)防災情報システム ⇒ 災害オペレーション支援システム	計画の全ての箇所について、修正しました。
7	消防防災課	震災復旧11	※貸付金法改正により条例改正がある場合は対応してください。	現状、条例改正の予定がないため、修正は行いません。
8	危機管理課 (P. 10、P. 19)	震災予防79 風水害予防32	※文言を統一してください。 第4 災害 ボランティアとの連携	修正しました。 (4. 2 ボランティア活動への支援体制の強化) も【災害ボランティア活動への支援体制の強化】へ修正。
9	危機管理課 (P. 10～11)	震災予防79	※文言を整理してください。 4. 1 受入・協力体制の整備【地域福祉課】 市は、大規模な災害時に、地域外からのボランティア等を円滑に受け入れるために、社会福祉協議会やと連携し、ボランティア団体等との連携・協力受入れ・ 協力 体制の整備を推進する。	修正しました。
10	危機管理課 (P. 11)	震災予防79	※文言を整理してください。また、コーディネート機能について明記してください。 4. 4. 2 ボランティア活動への支援体制の強化【地域福祉課】 市は、災害が発生した場合、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを 市 社会福祉協議会と連携して設置し設け、その場所を提供し、 ボランティアの派遣先のコーディネート や活動に必要な資器材資機材等を貸与する。	修正・追記しました。

NO.	担当課(一覧表P)	改訂案ページ	意見	市の対応
1	危機管理課 (P.10~11)	震災予防79	<p>※制度自体が廃止されたため、削除してください。</p> <p>4.5 県災害ボランティア登録制度の周知の推進</p>	削除しました。
1 2	危機管理課 (P.15)	震災応急107	<p>※ボランティアは自由意志の活動であり、要請の記述は削除してください。また、コーディネーターは市社会福祉協議会の職員と限定せず、ボランティアを充てることも可としてください。</p> <p>10.1 災害ボランティアの活動体制の確立 ＜活動内容と手順＞</p> <p>1 市災害ボランティアセンターの設置 (略)</p> <p>また、市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>② 災害ボランティアコーディネーターの選任</p> <p>ニーズの取りまとめ、募集対象の決定、派遣先・派遣人数の調整等の業務を行う。コーディネーターは、ボランティア団体の長又は市社会福祉協議会の職員等ボランティア担当者充てる。(以下、略)</p>	修正・追記しました。
1 3	危機管理課 (P.15、P.31)	震災応急107 震災応急108 資料集88	<p>※文言を統一してください。</p> <p>2 ニーズの把握</p> <p>市災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、ボランティア不足が生じたときは、県災害ボランティア支援センターに伝達する。</p>	修正しました。

No.	担当課(一覧表P)	改訂案ページ	意見	市の対応
1 4	危機管理課 (P.15)	震災応急108	※アウンサー、企業ボランティア、アマチュア無線は名詞であり、活動内容が不明確です。削除してください。 《参考(阪神・淡路大震災の場合)》 ◆ボランティアの活動(略) アウンサー、企業ボランティア、アマチュア無線	削除しました。
1 5	危機管理課 (P.15)	震災応急108	※文言を整理してください。 4 受入れ(災害ボランティアセンター) ① 多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティアセ ンター と連携を取りながら進めていく。	修正しました。
1 6	危機管理課 (P.15~16)	震災応急109	※文言を整理してください。また、活動内容を追加してください。 5 ボランティアに対する支援活動 ① ボランティア自身に対する各種相談 ② 行政やボランティア同士の連携強化情報共有 ③ 事務用品の提供、活動に必要な資機材の貸与	修正しました。
1 7	危機管理課 (P.14~16、P.20)	震災応急 107~109 風水害応急34 その他自然災害 24	※現在の埼玉県における体制では、要請への対応が出来ません。削除 してください。 第10 災害ボランティア・労働者の確保・供給 1-0-2 労働者の雇上げ 1-0-3 労働者援要請	削除しました。

パブリックコメントの結果と市の考え方について

1 実施概要

(1) 意見の募集期間

平成31年2月5日(火)から平成31年3月5日(火)まで

(2) 「計画(改訂原案)」の閲覧場所

市役所2階危機管理課、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、総合体育館、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部市民サービスセンター、市公式ホームページ

(3) 意見の提出方法

- ① 郵送
- ② 直接(市役所危機管理課)
- ③ ファクシミリ
- ④ 電子メール
- ⑤ 意見提出箱への投函

(「計画(改訂原案)」の閲覧場所の8箇所に設置：市役所2階危機管理課、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、総合体育館、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部市民サービスセンター)

2 実施結果

(1) 意見提出者

1名

(2) 意見件数

5件

3 パブリックコメントにおける意見と意見に対する市の考え方
別紙のとおり

4 今後の対応(※吉川市市民参画条例に基づき、対応します。)

- (1) 市ホームページにて回答書を公表します。
- (2) 危機管理課の窓口において、閲覧ができるようにします。
- (3) 市役所1階市政情報コーナーにおいて、閲覧ができるようにします。
- (4) 意見提出者に対し、回答書を郵送します。

資料2 別紙

No.	提出のあったご意見	ご意見に対する市の考え等
1	<p>改訂案の中には「自主避難のための指定避難所の開設について明示」されておりますが、指定避難所は被災時における生活拠点となるため、水道・電気・ガスと同様に通信環境もインフラのひとつとして必要となると思います。</p> <p>指定避難所、特に宿泊避難場所として利用が想定される小中学校等のWi-Fi環境の整備を求めたいと思いますし、計画にも盛り込んで欲しいと思います。</p>	<p>過去の災害を教訓に災害時における指定避難所の通信環境の確保については、重要であると捉えております。</p> <p>そのため、災害時において市では災害時応援協定等を通じて通信環境の確保に努めるとともに、今回のご意見を踏まえ、地域防災計画の改訂を進めてまいります。</p>
2	<p>改正案の中には「り災証明の迅速な発行のため、住家被害認定調査体制の整備や支援システムの導入検討等を明示」とありますが、支援システムは有事の際にも安定して使用可能であることが重要だと思えます。</p> <p>そこで整備を検討する際には、吉川市内で甚大な被害が発生した際にもシステムは使用できるように、クラウドの活用も検討していただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、り災証明書の迅速な発行のための支援システムの導入及び有事の際の安定的な稼働は重要であると捉えております。</p> <p>現在、住民基本台帳や固定資産課税台帳等の基礎データについては、クラウドによる管理を行っております。今後、支援システムの構築を検討する際には、吉川市内で甚大な被害が発生した際にも使用できるようクラウドの活用を含め、検討してまいりたいと考えております。</p>
3	<p>改正案の中には「り災証明の迅速な発行のため、住家被害認定調査体制の整備や支援システムの導入検討等を明示」とありますが、投資が無駄とならないよう平時にも何らかの活用が可能なものを検討していただきたいです。</p>	<p>現時点において、支援システム導入の具体的な検討を行っておりませんが、今後、導入を検討する際には、費用対効果を意識したシステムの導入を検討してまいりたいと考えております。</p>
4	<p>改正案の中には「避難所において避難者自らによる主体的な運営となることを基本とする」とあり、計画内にもマニュアルの作成が示されておりますが、マニュアルは平時より確認し習熟確認を行ってこそ有事に活用できるのではないかと思います。そこで、いつでも気軽に確認できる仕組みとして、市民がスマートフォンやPCで利用可能なe-Learningの整備を求めたいと思いますし、計画にも盛り込んでほしいと思います。</p>	<p>全国的に大規模な災害が多発する中、市民の防災・減災への関心が高まっていると認識しております。そうした中で、消防庁や都道府県ではPCやスマートフォンに対応した独自の防災・減災に関する学習ツールを無償で提供しております。</p> <p>市では独自の学習ツールの整備及び地域防災計画への記載は予定しておりませんが、これらの学習ツールの活用について、出前講座などの様々な機会を捉えて情報提供してまいりたいと考えております。</p>

No.	提出のあったご意見	ご意見に対する市の考え等
5	<p>改訂案の中には「災害を減らす取組への対応として「被災」の記述が明示」されておりますがそのためには災害を予見し避難等の対応を早期に行うことが必要と思います。</p> <p>そこで、既に河川監視カメラが導入されている中川以外の、利根川・江戸川・荒川にも河川の状態をリアルタイムで確認するたために、監視カメラ等の仕組みを取り入れて頂きたいと思えますし、計画にも盛り込んでほしいと思えます。</p> <p>なお、中川の河川監視カメラ映像についても現在スマートフォンでは確認できないため、時勢に合わせてyoutube等端末を選ばず確認できる仕組みを取り入れて頂きたいと思えます。</p>	<p>各河川流域のハード及びソフト対策につきましては、国又は県管理において実施するものと認識しております。</p> <p>そのため、ご意見の監視カメラ等の仕組みの取り入れにつきましては、その責任において国又は県において行うものと捉えており、市の地域防災計画への記載は予定しておりません。</p> <p>なお、国及び県では、ホームページにおいて、川の観測情報をライブカメラ画像で配信しているほか、「川の防災情報」、「川の水位情報」において、風水害時における各河川の水位等がPCやスマートフォンなどで視聴可能となっております。</p>

意見NO. 1 における修正箇所 (一覽表P. 6、P. 18)

計画案の修正 (震災一予防-22)

- (1) 指定緊急避難場所・指定避難所
- ② 指定避難所

(略) なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに、施設の耐震化、天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止など、災害に対する安全対策の推進及び災害時応援協定等による通信環境の確保に努めるものとする。

計画案の修正 (風水害一予防-11)

- (1) 指定緊急避難場所・指定避難所
- ② 指定避難所

なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに災害時応援協定等による通信環境の確保に努めるものとする。

吉川市地域防災計画 第2回防災会議から主な改訂箇所一覧表

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考																																				
総則-5	<p>第2 吉川市防災会議の構成</p> <p>吉川市防災会議は、市長を会長として次の委員をもって組織する。</p> <p>□吉川市防災会議の組織構成 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所属機関・団体名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>1号委員</td> <td>関東地方整備局江戸川河川事務所 関東農政局埼玉支局</td> </tr> <tr> <td>2号委員</td> <td>春日部労働基準監督署 埼玉県東部地域振興センター 埼玉県草加保健所</td> </tr> <tr> <td>3号委員</td> <td>埼玉県越谷県土整備事務所</td> </tr> <tr> <td>4号委員</td> <td>埼玉県警察吉川警察署 副市長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 市民生活部長 産業振興部長 都市整備部長 教育部長</td> </tr> <tr> <td>5号委員</td> <td>教育委員会</td> </tr> <tr> <td>6号委員</td> <td>消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長</td> </tr> <tr> <td>7号委員</td> <td>水道課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属機関・団体名等	市長	市長	1号委員	関東地方整備局江戸川河川事務所 関東農政局埼玉支局	2号委員	春日部労働基準監督署 埼玉県東部地域振興センター 埼玉県草加保健所	3号委員	埼玉県越谷県土整備事務所	4号委員	埼玉県警察吉川警察署 副市長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 市民生活部長 産業振興部長 都市整備部長 教育部長	5号委員	教育委員会	6号委員	消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長	7号委員	水道課長	<p>第2 吉川市防災会議の構成</p> <p>吉川市防災会議は、市長を会長として次の委員をもって組織する。</p> <p>□吉川市防災会議の組織構成 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所属機関・団体名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>1号委員</td> <td>関東地方整備局江戸川河川事務所 関東農政局埼玉支局</td> </tr> <tr> <td>2号委員</td> <td>春日部労働基準監督署 埼玉県東部地域振興センター 埼玉県草加保健所</td> </tr> <tr> <td>3号委員</td> <td>埼玉県越谷県土整備事務所</td> </tr> <tr> <td>4号委員</td> <td>埼玉県警察吉川警察署 副市長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 市民生活部長 産業振興部長 都市整備部長 教育部長</td> </tr> <tr> <td>5号委員</td> <td>教育委員会</td> </tr> <tr> <td>6号委員</td> <td>消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長</td> </tr> <tr> <td>7号委員</td> <td>水道課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属機関・団体名等	市長	市長	1号委員	関東地方整備局江戸川河川事務所 関東農政局埼玉支局	2号委員	春日部労働基準監督署 埼玉県東部地域振興センター 埼玉県草加保健所	3号委員	埼玉県越谷県土整備事務所	4号委員	埼玉県警察吉川警察署 副市長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 市民生活部長 産業振興部長 都市整備部長 教育部長	5号委員	教育委員会	6号委員	消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長	7号委員	水道課長	<p>関東農政局 埼玉県 消防防災課</p>
区分	所属機関・団体名等																																						
市長	市長																																						
1号委員	関東地方整備局江戸川河川事務所 関東農政局埼玉支局																																						
2号委員	春日部労働基準監督署 埼玉県東部地域振興センター 埼玉県草加保健所																																						
3号委員	埼玉県越谷県土整備事務所																																						
4号委員	埼玉県警察吉川警察署 副市長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 市民生活部長 産業振興部長 都市整備部長 教育部長																																						
5号委員	教育委員会																																						
6号委員	消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長																																						
7号委員	水道課長																																						
区分	所属機関・団体名等																																						
市長	市長																																						
1号委員	関東地方整備局江戸川河川事務所 関東農政局埼玉支局																																						
2号委員	春日部労働基準監督署 埼玉県東部地域振興センター 埼玉県草加保健所																																						
3号委員	埼玉県越谷県土整備事務所																																						
4号委員	埼玉県警察吉川警察署 副市長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 市民生活部長 産業振興部長 都市整備部長 教育部長																																						
5号委員	教育委員会																																						
6号委員	消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長																																						
7号委員	水道課長																																						
	<p>第2 吉川市防災会議の構成</p> <p>吉川市防災会議は、市長を会長として次の委員をもって組織する。</p> <p>□吉川市防災会議の組織構成 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所属機関・団体名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号委員</td> <td>吉川市教育委員会</td> </tr> <tr> <td>6号委員</td> <td>消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長</td> </tr> <tr> <td>7号委員</td> <td>吉川市水道事業 水道課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属機関・団体名等	5号委員	吉川市教育委員会	6号委員	消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長	7号委員	吉川市水道事業 水道課長	<p>第2 吉川市防災会議の構成</p> <p>吉川市防災会議は、市長を会長として次の委員をもって組織する。</p> <p>□吉川市防災会議の組織構成 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所属機関・団体名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号委員</td> <td>吉川市教育委員会</td> </tr> <tr> <td>6号委員</td> <td>消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長</td> </tr> <tr> <td>7号委員</td> <td>吉川市水道事業 水道課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属機関・団体名等	5号委員	吉川市教育委員会	6号委員	消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長	7号委員	吉川市水道事業 水道課長																					
区分	所属機関・団体名等																																						
5号委員	吉川市教育委員会																																						
6号委員	消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長																																						
7号委員	吉川市水道事業 水道課長																																						
区分	所属機関・団体名等																																						
5号委員	吉川市教育委員会																																						
6号委員	消防機関 吉川松伏消防組合消防長 吉川松伏消防組合吉川消防署長 吉川市消防団長																																						
7号委員	吉川市水道事業 水道課長																																						

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考
総則・9	<p>東彩ガス㈱</p> <p>一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部</p> <p>一般社団法人吉川松伏医師会</p> <p>9号委員 自主防災組織又は学識経験者</p> <p>10号委員 1～9号委員のほか、市長が防災上必要と認める機関、団体等</p> <p>社会福祉法人吉川市社会福祉協議会</p> <p>吉川市自治連合会</p> <p>吉川市民生委員・児童委員協議会</p> <p>『【資料】第1. 1「吉川市防災会議案列」』参照</p>	<p>一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部</p> <p>吉川市自主防災組織連絡協議会</p> <p>東武バスセントラル(株)吉川営業所</p> <p>一般社団法人吉川松伏医師会</p> <p>社会福祉法人吉川市社会福祉協議会</p> <p>吉川市自治連合会</p> <p>吉川市民生委員・児童委員協議会</p> <p>『【資料】第1. 1「吉川市防災会議案列」』参照</p>	関東農政局
第3	指定地方行政機関 (2/2)	指定地方行政機関 (2/2)	
機関名	<p>関東農政局埼玉支局</p>	<p>関東農政局埼玉支局</p>	<p>機関名</p>
事務又は業務の大綱	<p>1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。</p> <p>2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 営農応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の供給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員への派遣に関すること。</p> <p>3 災害復旧・復興 (1) 農地、農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p>	<p>1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。</p> <p>2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 営農応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の供給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員への派遣に関すること。</p> <p>3 災害復旧・復興 (1) 農地、農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p>	<p>事務又は業務の大綱</p>
東京管区気象台(熊谷地方気象台)	<p>1 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</p> <p>3 気象、地象(地震)については、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること</p> <p>4 緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと</p> <p>7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p> <p>工場、事業所における労働災害の防止に関すること。</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</p> <p>3 気象、地象(地震)については、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること</p> <p>4 緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと</p> <p>7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p> <p>工場、事業所における労働災害の防止に関すること。</p>	<p>東京管区気象台(熊谷地方気象台)</p>
春日部労働基準監督署	<p>工場、事業所における労働災害の防止に関すること。</p>	<p>春日部労働基準監督署</p>	<p>春日部労働基準監督署</p>

総則-12

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関 (2/2)

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社	1 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、自動車による代行輸送及び連絡路線の振替輸送を行うこと。 2 災害により線路が不通となった場合の措置に関する事。 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の復検、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること。 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。
日本郵便株式会社	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事。
東彩ガス株式会社	1 災害時におけるガス供給に関する事。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
(一社)埼玉県トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事。
(一社)吉川松伏医師会 吉川歯科医師会 吉川薬剤師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
江戸川水防事務組合	1 水防施設資材の整備に関する事。 2 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 江戸川管轄地域の被害の軽減に関する事。 5 越水に対する連絡調整に関する事。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関 (2/2)

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社	1 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、自動車による代行輸送及び連絡路線の振替輸送を行うこと。 2 災害により線路が不通となった場合の措置に関する事。 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の復検、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること。 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。
日本郵便株式会社	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事。
東彩ガス株式会社	1 災害時におけるガス供給に関する事。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
(一社)埼玉県トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事。
江戸川水防事務組合	1 水防施設資材の整備に関する事。 2 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 江戸川管轄地域の被害の軽減に関する事。 5 越水に対する連絡調整に関する事。

埼玉県
消防防災課

総則-13

第8 公共的団体

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならぬ。(災害対策基本法第7条第1項)

機関名	事務又は業務の大綱
吉川市社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関する事。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
さいかつ農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。

第8 公共的団体

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならぬ。(災害対策基本法第7条第1項)

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)吉川松伏医師会 吉川歯科医師会 吉川薬剤師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
吉川市社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関する事。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。

埼玉県
消防防災課

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考
5	<p>農産物の需給調整に関すること。 建物及び施設の協力を関すること。 車両及び機械の供給に関すること。 農産物及び生鮮食料品の供給に関すること。 その他日常生活品等の供給に関すること。</p>	<p>1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家のための融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。 6 建物及び機械の協力に関すること。 7 車両及び生鮮食料品の供給に関すること。 8 その他日常生活品等の供給に関すること。 9 その他日常生活品等の供給に関すること。</p>	
6	<p>市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。</p>	<p>1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救済用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。</p>	
7	<p>避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。</p>	<p>1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。</p>	
8	<p>避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。</p>	<p>1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時における収容者の保護に関すること。 3 被災時における教育対策に関すること。</p>	
9	<p>被災時における教育対策に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
10	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
11	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
12	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
13	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
14	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
15	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
16	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
17	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
18	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
19	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
20	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
21	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
22	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
23	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
24	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
25	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
26	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
27	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
28	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
29	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	
30	<p>被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	<p>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。 被災時における教育対策に関すること。 被災施設における収容者の保護に関すること。</p>	

総則-30

第5 土地利用

2 農地転用面積の推移

過去5年間の農地転用状況をみると、平均で毎年約8.6ha程度の農地が転用されている。過去5年間の農地転用件数と面積は886件、約42.9haであり、そのうち住宅用地への転用は、678件、約3.7haとなっている。

農地転用後の用途別土地利用を詳細にみると、過去5年間では件数、面積とも住宅への転用が過半数を占め、次いで駐車場への転用となっている。

□農地転用状況

年次	総数		住宅用地		工業用地		公共用地		その他の用地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成25年	128	62,479	99	32,128	2	482	-	-	27	29,869
平成26年	114	67,258	93	32,855	1	667	-	-	20	33,736
平成27年	110	102,803	71	33,092	-	-	-	-	39	69,711
平成28年	121	68,352	93	30,800	-	-	-	-	28	37,552
平成29年	185	102,775	76	18,400	-	-	-	-	109	84,375

資料) 農業委員会 (各年12月31日)

第5 土地利用

2 農地転用面積の推移

過去5年間の農地転用状況をみると、平均で毎年約8.6ha程度の農地が転用されている。過去5年間の農地転用件数と面積は886件、約42.9haであり、そのうち住宅用地への転用は、678件、約3.7haとなっている。

農地転用後の用途別土地利用を詳細にみると、過去5年間では件数、面積とも住宅への転用が過半数を占め、次いで駐車場への転用となっている。

□農地転用状況

年次	総数		住宅用地		工業用地		公共用地		その他の用地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成25年	128	62,479	99	32,128	2	482	-	-	27	29,869
平成26年	114	67,258	93	32,855	1	667	-	-	20	33,736
平成27年	110	102,803	71	33,092	-	-	-	-	39	69,711
平成28年	121	68,352	93	32,406	-	-	-	-	26	35,836
平成29年	185	102,775	76	18,400	-	-	-	-	109	84,375

資料) 農業委員会 (各年12月31日)

□用途別農地転用状況

(単位:㎡)

用途	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総数	128	62,479	114	67,258	110	102,803	121	68,352	185	102,775
住宅	93	30,183	90	31,661	69	32,099	88	28,547	73	16,653
貸家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同住宅(集合)	6	1,945	3	1,194	2	993	5	2,253	3	1,747
店舗	2	3,983	-	-	7	8,109	-	-	-	-
倉庫	1	41	-	-	1	941	2	9,336	1	756
工場	2	482	1	667	-	-	-	-	-	-
道路	-	-	-	-	-	-	-	-	2	588
公共施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業施設	1	2,112	-	-	2	672	-	-	-	-
駐車場	15	13,836	10	12,897	12	20,235	16	20,435	98	76,985
保健等施設	-	-	1	6,113	3	14,056	-	-	2	1,650
その他	8	9,897	9	14,726	14	25,698	10	7,781	6	4,396

□用途別農地転用状況

(単位:㎡)

用途	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総数	128	62,479	114	67,258	110	102,803	121	68,242	185	102,775
住宅	93	30,183	90	31,661	69	32,099	90	30,152	73	16,653
貸家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同住宅(集合)	6	1,945	3	1,194	2	993	5	2,254	3	1,747
店舗	2	3,983	-	-	7	8,109	-	-	-	-
倉庫	1	41	-	-	1	941	2	9,336	1	756
工場	2	482	1	667	-	-	-	-	-	-
道路	-	-	-	-	-	-	-	-	2	588
公共施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業施設	1	2,112	-	-	2	672	-	-	-	-
駐車場	15	13,836	10	12,897	12	20,235	16	20,435	98	76,985
保健等施設	-	-	1	6,113	3	14,056	-	-	2	1,650
その他	8	9,897	9	14,726	14	25,698	8	6,065	6	4,396

資料) 農業委員会 (各年12月31日)

資料) 農業委員会 (各年12月31日)

震災予防
-14

2.4 ライフライン施設の安全化

(5) 通信設備の安全化【東日本電信電話㈱】

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合には、東日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材、輸送力等を最大限利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

<現状>

④ 特設公衆電話の事前設置

災害時の避難施設等での早期の被災者、帰宅困難者等の連絡手段確保のため、特設公衆電話の事前配備を進めており、市内の指定避難所18カ所に特設公衆電話の回線を各2回線整備している。

危機管理課

2.4 ライフライン施設の安全化

(5) 通信設備の安全化【東日本電信電話㈱】

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合には、東日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材、輸送力等を最大限利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

<現状>

④ 特設公衆電話の事前設置

災害時の避難施設等での早期の被災者、帰宅困難者等の連絡手段確保のため、特設公衆電話の事前配備を進めており、市内の指定避難所19カ所に特設公衆電話の回線を各2回線整備している。

震災予防
-20

3.1 防災拠点施設の整備

【危機管理課、河川下水道課、道路公園課】

災害対策本部が設置される防災中核拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難拠点、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災地区拠点を各地区に配置するとともに、自衛隊等の活動拠点となる受援拠点を市内に配置する。

また、様々な災害時に防災・減災活動拠点となる吉川市錦小路地区河川防災ステーションの整備を促進する。

危機管理課

3.1 防災拠点施設の整備

【危機管理課、河川下水道課、道路公園課】

災害対策本部が設置される防災中核拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難拠点、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災地区拠点を各地区に配置するとともに、自衛隊等の活動拠点となる受援拠点を市内に配置する。

また、様々な災害時に防災・減災活動拠点となる吉川市錦小路地区河川防災ステーションの整備を促進する。

名称	活動拠点の役割	施設名
防災中核拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	吉川市役所 ※市役所が被災した場合は、 吉川松伏消防組合消防本部

名称	活動拠点の役割	施設名
防災中核拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	吉川市役所 ※市役所が被災した場合は、 吉川松伏消防組合消防本部

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考																																																																																																				
震災-予防 -22	<p>防災中核拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・避難拠点への物資の供給拠点</p> <p>防災地区拠点 ・防災中核拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・避難拠点への物資の供給拠点</p> <p>受援拠点 ・自衛隊、警察、消防の活動拠点 美南中央公園 吉川運動公園 吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場</p> <p>避難拠点 ・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点 ・食料、飲料水等の配給の場となる拠点</p>	<p>防災ブロックごとに次の指定避難所を地区拠点とする。 第1ブロック：旭小学校 第2ブロック：中央中学校 第3ブロック：南中学校 第4ブロック：中曽根小学校 第5ブロック：三輪野江小学校</p> <p><臨時ヘリポート基地> 美南中央公園 吉川運動公園 吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場</p> <p>指定避難所(18箇所)</p>	<p>防災ブロックごとに次の指定避難所を地区拠点とする。 第1ブロック：旭小学校 第2ブロック：中央中学校 第3ブロック：南中学校 第4ブロック：中曽根小学校 第5ブロック：三輪野江小学校</p> <p><臨時ヘリポート基地> 美南中央公園 吉川運動公園 吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場</p> <p>指定避難所(19箇所)</p>	<p>3.2 避難拠点の整備【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課】 (1) 指定緊急避難場所・指定避難所 ② 指定避難所</p> <p>指定避難所は、住宅の倒壊や火災、また、ライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、また、公共交通機関が停止した場合に発生する帰宅困難者の一時的な滞在する場などとして、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設18か所を指定避難所として指定する。なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに、施設の耐震化、天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止など、災害に対する安全対策の推進及び災害時応急対応等による通信環境の確保に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。</p>	<p>3.2 避難拠点の整備【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課】 (1) 指定緊急避難場所・指定避難所 ② 指定避難所</p> <p>指定避難所は、住宅の倒壊や火災、また、ライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、また、公共交通機関が停止した場合に発生する帰宅困難者の一時的な滞在する場などとして、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設19か所を指定避難所として指定する。なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに、施設の耐震化、天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止など、災害に対する安全対策の推進及び災害時応急対応等による通信環境の確保に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。</p>	<p>危機管理課 パブリック コメント</p>																																																																																																	
震災-予防 -23	<p>3.2 避難拠点の整備【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課】 (1) 指定緊急避難場所・指定避難所 ② 指定避難所</p> <p>指定避難所は、住宅の倒壊や火災、また、ライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、また、公共交通機関が停止した場合に発生する帰宅困難者の一時的な滞在する場などとして、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設18か所を指定避難所として指定する。なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに、施設の耐震化、天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止など、災害に対する安全対策の推進及び災害時応急対応等による通信環境の確保に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。</p>	<p>3.2 避難拠点の整備【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課】 (1) 指定緊急避難場所・指定避難所 ② 指定避難所</p> <p>指定避難所は、住宅の倒壊や火災、また、ライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、また、公共交通機関が停止した場合に発生する帰宅困難者の一時的な滞在する場などとして、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設19か所を指定避難所として指定する。なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに、施設の耐震化、天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止など、災害に対する安全対策の推進及び災害時応急対応等による通信環境の確保に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。</p>	<p>危機管理課</p>																																																																																																				
震災-予防 -23	<p>3.2 避難拠点の整備【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課】 指定緊急避難場所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">防災ブロック区分</th> <th rowspan="2">防災ブロック</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">収容可能面積</th> <th rowspan="2">形状</th> <th rowspan="2">収容人数</th> </tr> <tr> <th>区内運動場等</th> <th>区外運動場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第1</td> <td>○</td> <td>旭小学校</td> <td>南広島1940</td> <td>507</td> <td>10,736</td> <td>合計</td> <td>5,621</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第1</td> <td></td> <td>旭地区センター</td> <td>旭6-4</td> <td>1,239</td> <td>-</td> <td></td> <td>619</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第2</td> <td>○</td> <td>中央中学校</td> <td>吉川234-1</td> <td>970</td> <td>37,980</td> <td></td> <td>19,475</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>第2</td> <td></td> <td>吉川小学校 (平沼地区公民館含む)</td> <td>平沼73</td> <td>677 (公民館:185)</td> <td>1,456</td> <td>2,133</td> <td>1,066</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>第2</td> <td></td> <td>関小学校</td> <td>吉川団地1-10</td> <td>520</td> <td>9,777</td> <td>10,297</td> <td>5,148</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>第2</td> <td></td> <td>栄小学校</td> <td>吉川615-1</td> <td>507</td> <td>12,221</td> <td>12,728</td> <td>6,364</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>第2</td> <td></td> <td>市民交流センター おあしす</td> <td>きよみ野1-1</td> <td>648</td> <td>-</td> <td>648</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>第2</td> <td></td> <td>老人福祉センター</td> <td>吉川964</td> <td>452</td> <td>-</td> <td>452</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>第3</td> <td>○</td> <td>南中学校</td> <td>保672</td> <td>1,100</td> <td>17,823</td> <td>18,923</td> <td>9,461</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>第3</td> <td></td> <td>北谷小学校</td> <td>高富957</td> <td>510</td> <td>10,850</td> <td>11,360</td> <td>5,680</td> </tr> </tbody> </table>	番号	防災ブロック区分	防災ブロック	名称	所在地	収容可能面積		形状	収容人数	区内運動場等	区外運動場	1	第1	○	旭小学校	南広島1940	507	10,736	合計	5,621	2	第1		旭地区センター	旭6-4	1,239	-		619	3	第2	○	中央中学校	吉川234-1	970	37,980		19,475	4	第2		吉川小学校 (平沼地区公民館含む)	平沼73	677 (公民館:185)	1,456	2,133	1,066	5	第2		関小学校	吉川団地1-10	520	9,777	10,297	5,148	6	第2		栄小学校	吉川615-1	507	12,221	12,728	6,364	7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野1-1	648	-	648	324	8	第2		老人福祉センター	吉川964	452	-	452	226	9	第3	○	南中学校	保672	1,100	17,823	18,923	9,461	10	第3		北谷小学校	高富957	510	10,850	11,360	5,680	<p>危機管理課</p>
番号	防災ブロック区分						防災ブロック	名称			所在地	収容可能面積		形状	収容人数																																																																																								
		区内運動場等	区外運動場																																																																																																				
1	第1	○	旭小学校	南広島1940	507	10,736	合計	5,621																																																																																															
2	第1		旭地区センター	旭6-4	1,239	-		619																																																																																															
3	第2	○	中央中学校	吉川234-1	970	37,980		19,475																																																																																															
4	第2		吉川小学校 (平沼地区公民館含む)	平沼73	677 (公民館:185)	1,456	2,133	1,066																																																																																															
5	第2		関小学校	吉川団地1-10	520	9,777	10,297	5,148																																																																																															
6	第2		栄小学校	吉川615-1	507	12,221	12,728	6,364																																																																																															
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野1-1	648	-	648	324																																																																																															
8	第2		老人福祉センター	吉川964	452	-	452	226																																																																																															
9	第3	○	南中学校	保672	1,100	17,823	18,923	9,461																																																																																															
10	第3		北谷小学校	高富957	510	10,850	11,360	5,680																																																																																															

頁	修正案 (第2回防災会議時点)										修正案	備考
震災予防 -30	11	第3	中央公民館	保 577	716	-	716	-	716	358		
	12	第3	吉川美南高等学校	高久 600	2,032	11,965	13,997	13,997	13,997	6,998		
	13	第4	中曽根小学校	中曽根 2-4	507	13,126	13,633	13,633	13,633	6,816		
	14	第4	美南小学校 (美南地区公民館含む)	美南 4-17-3	921 (公民館251)	7,883	8,804	8,804	8,804	4,402		
	15	第4	児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	739	-	739	-	739	369		
	16	第4	三輪野江小学校	加藤 641	500	9,231	9,731	9,731	9,731	4,865		
	17	第5	東中学校	上笹塚 3-104-1	1,100	15,318	16,418	16,418	16,418	8,209		
	18	第5	総合体育館	上笹塚 1-58-1	2,689	-	2,689	-	2,689	1,944		
			合計 (18カ所)		16,334	158,366	174,700	174,700	174,700	87,345		
			注) ○は各ブロックの地区拠点である。									
			注) 収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。									
			注) 想定収容人数は、一人当たりの専有面積を2㎡として計算した。									
			1.2 職員訓練の充実【危機管理課、各課】 (2) 研修会、講演会の実施 学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師として、震災、風水害等の災害の教訓を生かした災害予防及び災害応急活動に関する研修会、講演会を実施する。また、首長や幹部職員においては、国・県等の外部研修等の積極的な参加を推進する。									危機管理課
震災予防 -33	2.1	災害情報連絡体制の整備【危機管理課】 (2) 通信連絡方法 通信連絡は、原則として県防災行政無線、県防災情報システム、電話、FAX、携帯電話を使用して行う。										埼玉県 消防防災課
震災予防 -39	3.3	生活必需品供給体制の整備【危機管理課】 (3) 備蓄品目の検討 備蓄品目は、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性等の避難者のプライバシーに配慮した物資を検討し、備蓄に努めるものとする。 口備蓄品目 (例) ・毛布、タオル・下着・靴下・簡易食器・懐中電灯・ラップフィルム ・おむつ (子供用、大人用)・生理用品・石鹸・ウェットティッシュ ・使い捨てトイレ・トイレ衛生用品・更衣室等ボックス、簡易間仕切り 等										第2回防災 会議意見
	3.4	防災用資機材の備蓄【危機管理課】 (1) 防災用資機材の備蓄 震災時における救出救援活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図るも										

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考																																																																														
50	<p>ものとする。</p> <p>避難所用資機材については、各指定避難所の想定収容人数、面積等を勘案した数量を各避難所の防災倉庫に備蓄するものとする。</p> <p>また、救助・救出用資機材や住宅が損壊した被災者支援用資機材などの備蓄にも努めるものとする。</p> <p>□備蓄品目 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所用資機材 (発電機、投光器、コードリール、仮設トイレ、簡易トイレ、かまどセット、大型鍋、ガスバーナー、救急セット、ブルーシート等) ・救助・救出用資機材 (バール、ジャッキ、のこぎり等) ・被災者支援用資機材 (ブルーシート等) ・移送用具 (リヤカー、担架等) <p>『【資料】第1.2「災害時応援協定等一覧」』参照 『【資料】第2.2「吉川市防災資機材等備蓄状況」』参照</p>	<p>のとする。</p> <p>避難所用資機材については、各指定避難所の想定収容人数、面積等を勘案した数量を各避難所の防災倉庫に備蓄するものとする。</p> <p>また、救助・救出用資機材や住宅が損壊した被災者支援用資機材などの備蓄にも努めるものとする。</p> <p>□備蓄品目 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所用資機材 (発電機、投光器、コードリール、仮設トイレ、簡易トイレ、かまどセット、大型鍋、ガスバーナー、救急セット、ブルーシート、段ボールベッド等) ・救助・救出用資機材 (バール、ジャッキ、のこぎり等) ・被災者支援用資機材 (ブルーシート等) ・移送用具 (リヤカー、担架等) <p>『【資料】第1.2「災害時応援協定等一覧」』参照 『【資料】第2.2「吉川市防災資機材等備蓄状況」』参照</p>	埼玉県 消防防災課																																																																														
5.1	<p>5.1 医療体制の整備【健康増進課、消防本部、関係機関】</p> <p>災害時において、被災状況に即応した医療救護活動が実施できるよう医療体制の整備を図る。</p> <p>(2) 後方医療体制の整備</p> <p>□地域災害拠点病院 (埼玉県)</p> <table border="1" data-bbox="718 1209 1348 1993"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>獨協医科大学埼玉医療センター</td><td>越谷市南越谷 2-1-50</td></tr> <tr><td>草加市立病院</td><td>草加市草加 2-21-1</td></tr> <tr><td>(社福) 恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院</td><td>川口市西川口 5-11-5</td></tr> <tr><td>さいたま赤十字病院</td><td>さいたま市中央区新都心 1-5</td></tr> <tr><td>さいたま市立病院</td><td>さいたま市緑区三室 2460</td></tr> <tr><td>自治医科大学附属さいたま医療センター</td><td>さいたま市大宮区天沼町 1-847</td></tr> <tr><td>北里大学メディカルセンター</td><td>北本市荒井 6-100</td></tr> <tr><td>埼玉医科大学総合医療センター</td><td>川越市鴨田 1981</td></tr> <tr><td>防衛医科大学校病院</td><td>所沢市並木 3-2</td></tr> <tr><td>深谷赤十字病院</td><td>深谷市上柴町西 5-8-1</td></tr> <tr><td>(社福) 恩賜財団埼玉県済生会栗橋病院</td><td>久喜市小右衛門 714-6</td></tr> <tr><td>埼玉医科大学国際医療センター</td><td>日高市山根 1397-1</td></tr> <tr><td>社会医療法人社幸会行田総合病院</td><td>行田市持田 376</td></tr> <tr><td>医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院</td><td>久喜市上早見 418-1</td></tr> <tr><td>(独法) 国立病院機構埼玉病院</td><td>和光市諏訪 2-1</td></tr> <tr><td>埼玉医科大学病院</td><td>入間郡毛呂山町毛呂本郷 38</td></tr> <tr><td>社会医療法人さいたま市民医療センター</td><td>さいたま市西区島根 269-1</td></tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	草加市立病院	草加市草加 2-21-1	(社福) 恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	(社福) 恩賜財団埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	社会医療法人社幸会行田総合病院	行田市持田 376	医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 269-1	<p>5.1 医療体制の整備【健康増進課、消防本部、関係機関】</p> <p>災害時において、被災状況に即応した医療救護活動が実施できるよう医療体制の整備を図る。</p> <p>(2) 後方医療体制の整備</p> <p>□地域災害拠点病院 (埼玉県)</p> <table border="1" data-bbox="718 268 1452 1052"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>獨協医科大学埼玉医療センター</td><td>越谷市南越谷 2-1-50</td></tr> <tr><td>草加市立病院</td><td>草加市草加 2-21-1</td></tr> <tr><td>(社福) 恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院</td><td>川口市西川口 5-11-5</td></tr> <tr><td>さいたま赤十字病院</td><td>さいたま市中央区新都心 1-5</td></tr> <tr><td>さいたま市立病院</td><td>さいたま市緑区三室 2460</td></tr> <tr><td>自治医科大学附属さいたま医療センター</td><td>さいたま市大宮区天沼町 1-847</td></tr> <tr><td>北里大学メディカルセンター</td><td>北本市荒井 6-100</td></tr> <tr><td>埼玉医科大学総合医療センター</td><td>川越市鴨田 1981</td></tr> <tr><td>防衛医科大学校病院</td><td>所沢市並木 3-2</td></tr> <tr><td>深谷赤十字病院</td><td>深谷市上柴町西 5-8-1</td></tr> <tr><td>(社福) 恩賜財団埼玉県済生会栗橋病院</td><td>久喜市小右衛門 714-6</td></tr> <tr><td>埼玉医科大学国際医療センター</td><td>日高市山根 1397-1</td></tr> <tr><td>社会医療法人社幸会行田総合病院</td><td>行田市持田 376</td></tr> <tr><td>医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院</td><td>久喜市上早見 418-1</td></tr> <tr><td>(独法) 国立病院機構埼玉病院</td><td>和光市諏訪 2-1</td></tr> <tr><td>埼玉医科大学病院</td><td>入間郡毛呂山町毛呂本郷 38</td></tr> <tr><td>社会医療法人さいたま市民医療センター</td><td>さいたま市西区島根 269-1</td></tr> <tr><td>医療法人社団愛友会上尾中央総合病院</td><td>上尾市相模 1-10-10</td></tr> <tr><td>埼玉医療生活協同組合羽生総合病院</td><td>羽生市大字下岩瀬 446</td></tr> <tr><td>埼玉県立小児医療センター</td><td>さいたま市中央区新都心 1-2</td></tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	草加市立病院	草加市草加 2-21-1	(社福) 恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	(社福) 恩賜財団埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	社会医療法人社幸会行田総合病院	行田市持田 376	医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 269-1	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市相模 1-10-10	埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	埼玉県 消防防災課
施設名	所在地																																																																																
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50																																																																																
草加市立病院	草加市草加 2-21-1																																																																																
(社福) 恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5																																																																																
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5																																																																																
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460																																																																																
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847																																																																																
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100																																																																																
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981																																																																																
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2																																																																																
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1																																																																																
(社福) 恩賜財団埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6																																																																																
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1																																																																																
社会医療法人社幸会行田総合病院	行田市持田 376																																																																																
医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1																																																																																
(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1																																																																																
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38																																																																																
社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 269-1																																																																																
施設名	所在地																																																																																
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50																																																																																
草加市立病院	草加市草加 2-21-1																																																																																
(社福) 恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5																																																																																
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5																																																																																
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460																																																																																
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847																																																																																
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100																																																																																
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981																																																																																
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2																																																																																
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1																																																																																
(社福) 恩賜財団埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6																																																																																
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1																																																																																
社会医療法人社幸会行田総合病院	行田市持田 376																																																																																
医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1																																																																																
(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1																																																																																
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38																																																																																
社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 269-1																																																																																
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市相模 1-10-10																																																																																
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446																																																																																
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2																																																																																

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考
震災・予防 -57	<p>6.2 緊急車両の確保【財政課、危機管理課】</p> <p>(6) 緊急通行車両等の事前届出の推進 市は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、埼玉県又は埼玉県公安委員会へ緊急通行車両等の事前届出を推進する。</p> <p>『【資料】第2.6「緊急通行車両等の確認事務処理要領」』参照</p>	<p>6.2 緊急車両の確保【財政課、危機管理課】</p> <p>(6) 緊急通行車両等の事前届出の推進 市は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、埼玉県公安委員会へ緊急通行車両等の事前届出を推進する。</p> <p>『【資料】第2.6「緊急通行車両等の確認事務処理要領」』参照</p>	埼玉県 消防防災課
震災・予防 -59	<p>8.1 避難行動要支援者の安全対策【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等】</p> <p>市は、災害対策基本法に基づく災害時避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を策定し、市内に居住する避難行動要支援者の支援対策を推進する。</p> <p>また、支援対策を推進するにあたっては、高齢者や障がい者などの関係部局と、民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、消防団などと連携した協力体制の確立に努める。</p> <p>(11) 個別支援計画の作成 市は、避難行動要支援者の災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者やその家族、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者ごとに避難支援者や避難時の配慮事項などを定める個別支援計画の作成を促進する。</p>	<p>8.1 避難行動要支援者の安全対策【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等】</p> <p>市は、災害対策基本法に基づく災害時避難行動要支援者名簿及び個別計画を策定し、市内に居住する避難行動要支援者の支援対策を推進する。</p> <p>また、支援対策を推進するにあたっては、高齢者や障がい者などの関係部局と、民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、消防団などと連携した協力体制の確立に努める。</p> <p>(11) 個別計画の作成 市は、避難行動要支援者の災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者やその家族、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者ごとに避難支援者や避難時の配慮事項などを定める個別計画の作成を促進する。</p>	危機管理課
震災・予防 -62	<p>8.2 在宅の要配慮者全般の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課】</p> <p>(4) 要配慮者に配慮した避難所における生活環境の確保 市は、福祉避難所となり得る社会福祉施設との協力体制の整備や、公共施設を福祉避難所とする場合の必要な資機材を備蓄するとともに、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、また、要配慮者に必要な資機材等の備蓄に努める。</p>	<p>8.2 在宅の要配慮者全般の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課】</p> <p>(4) 要配慮者に配慮した避難所における生活環境の確保 市は、福祉避難所となり得る社会福祉施設との協力体制の整備や公共施設等を福祉避難所とする場合に必要な資機材を備蓄するとともに、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。</p>	危機管理課
震災・予防 -63	<p>8.3 要配慮者利用施設の安全対策【危機管理課、障がい福祉課、長寿支援課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、社会福祉施設、事業所等】</p> <p>(1) 要配慮者利用施設の設定 水防法に基づく要配慮者利用施設として、市地域防災計画に定めた次のような施設とする。 ①特別養護老人ホームや障がい者支援施設、児童福祉施設などの社会福祉施設 ②学校 ③医療施設</p> <p>(3) 防災：減災計画の作成指導、防災・減災訓練の充実 市は、施設管理者に対し、火災や地震、水害、竜巻など、様々な災害を想定した防災・減災計画やマニュアルなどを作成するよう指導する。 また、防災・減災訓練の実施及び内容の充実を図るよう指導する。</p>	<p>8.3 要配慮者利用施設の安全対策【危機管理課、障がい福祉課、長寿支援課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、社会福祉施設、事業所等】</p> <p>(1) 要配慮者利用施設の設定 水防法に基づく要配慮者利用施設として、市地域防災計画に定める次のような施設とする。 ①特別養護老人ホームや障がい者支援施設、児童福祉施設などの社会福祉施設 ②学校 ③医療施設</p> <p>(3) 防災：減災計画の作成指導、防災・減災訓練の充実 市及び消防本部は、施設管理者に対し、火災や地震、水害、竜巻など、様々な災害を想定した防災・減災計画やマニュアルなどを作成するよう指導する。 また、防災・減災訓練の実施及び内容の充実を図るよう指導する。</p>	危機管理課
震災・予防 -70	<p>1.1 啓発活動の推進【危機管理課】</p> <p>(4) 緊急地震速報の普及・啓発 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p>	<p>1.1 啓発活動の推進【危機管理課】</p> <p>(4) 緊急地震速報の普及・啓発 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p>	危機管理課

緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
<u>街</u> など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
車の運転中	丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第4 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、市の民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築しておく必要がある。ここでは、災害時にボランティアとの連携協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。

第4 ボランティアとの連携

- 4.1 受入・協力体制の整備
- 4.2 ボランティア活動への支援体制の強化
- 4.3 災害ボランティアの推進

4.1 受入・協力体制の整備【地域福祉課】
市は、大規模な災害時に、地域外からのボランティア等を円滑に受入れるために、社会福祉協議会やと

緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅や <u>スーパー</u> 等の集客施設	<u>館内放送</u> や館内放送又は係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
車の運転中	丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第4 災害ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、市の民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築しておく必要がある。ここでは、災害時にボランティアとの連携協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。

第4 災害ボランティアとの連携

- 4.1 受入・協力体制の整備
- 4.2 災害ボランティア活動への支援体制の強化

4.1 受入体制の整備【地域福祉課】
市は、大規模な災害時に、地域外からのボランティア等を円滑に受け入れるために、社会福祉協議会と

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考
震災・応急 -16	<p>連携し、ボランティア等の受入れ体制の整備を推進する。</p> <p>4.2 ボランティア活動への支援体制の強化【地域福祉課】 市は、災害が発生した場合、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを社会福祉協議会と連携して設置し、活動に必要な資機材等を貸与する。</p> <p>4.3 災害ボランティアの推進【地域福祉課、危機管理課】 果は、平常時に災害ボランティアとして活動を希望する県内在住の個人、グループを対象とする災害ボランティア登録を行い、必要な研修の実施とボランティアに関する情報を提供している。市は、市民に対してこの制度についてパンフレット、広報等により周知を図り、積極的に登録の呼びかけに努める。</p> <p>第1 地震情報の収集【全職員】 職員は、地震を体感した場合、震度情報を得るように努める。</p> <p>1 地震、緊急地震速報の覚知 (1) 勤務時間内 ① 危機管理担当職員 ア 直ちに、自分の身を守る行動をとる。 イ 計測震度計、県防災情報システム、テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災情報の登録制メール等により地震情報の収集を行う。 ※「震度5弱以上」の地震が発生した場合 ウ 庁内放送等を通して、地震情報を職員、来庁者等へ周知する。 エ 防災行政無線、登録制メール等により、震度情報等を市民等へ周知する。 オ 災害対策本部の設置(震度5強以上)など、災害対策活動体制を整備する。</p> <p>第6 災害対策本部の設置準備【総括班、財政班】 次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。 5 埼玉県等への第1報 (1) 本市から県への第1報は、被害の発生直後に必要事項を報告する。なお、情報の伝達方法は、次の順位により行う。 ① 県防災情報システムへの入力</p> <p>7.1 動員配備【総括班】 別紙 □ 配備体制別動員計画表(その1) (表は略) 注) ○印は、指定された職員の動員を示す。 注) ◎印は、課長に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。 注) □印は、班長を担当する課を示す。</p>	<p>連携し、ボランティアの受入・協力体制の整備を推進する。</p> <p>4.2 災害ボランティア活動への支援体制の強化【地域福祉課】 市は、災害が発生した場合、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを社会福祉協議会と連携して設置し、ボランティアの派遣先の派遣先のコネクトや活動に必要な資機材等を貸与する。</p>	埼玉県 消防防災課
震災・応急 -21	<p>第1 地震情報の収集【全職員】 職員は、地震を体感した場合、震度情報を得るように努める。</p> <p>1 地震、緊急地震速報の覚知 (1) 勤務時間内 ① 危機管理担当職員 ア 直ちに、自分の身を守る行動をとる。 イ 計測震度計、県防災情報システム、テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災情報の登録制メール等により地震情報の収集を行う。 ※「震度5弱以上」の地震が発生した場合 ウ 庁内放送等を通して、地震情報を職員、来庁者等へ周知する。 エ 防災行政無線、登録制メール等により、震度情報等を市民等へ周知する。 オ 災害対策本部の設置(震度5強以上)など、災害対策活動体制を整備する。</p> <p>第6 災害対策本部の設置準備【総括班、財政班】 次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。 5 埼玉県等への第1報 (1) 本市から県への第1報は、被害の発生直後に必要事項を報告する。なお、情報の伝達方法は、次の順位により行う。 ① 県防災情報システムへの入力</p> <p>7.1 動員配備【総括班】 別紙 □ 配備体制別動員計画表(その1) (表は略) 注) ○印は、指定された職員の動員を示す。 注) ◎印は、課長に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。 注) □印は、班長を担当する課を示す。</p>	<p>第1 地震情報の収集【全職員】 職員は、地震を体感した場合、震度情報を得るように努める。</p> <p>1 地震、緊急地震速報の覚知 (1) 勤務時間内 ① 危機管理担当職員 ア 直ちに、自分の身を守る行動をとる。 イ 計測震度計、災害オペレーション支援システム、テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災情報の登録制メール等により地震情報の収集を行う。 ※「震度5弱以上」の地震が発生した場合 ウ 庁内放送等を通して、地震情報を職員、来庁者等へ周知する。 エ 防災行政無線、登録制メール等により、震度情報等を市民等へ周知する。 オ 災害対策本部の設置(震度5強以上)など、災害対策活動体制を整備する。</p> <p>第6 災害対策本部の設置準備【総括班、財政班】 次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。 5 埼玉県等への第1報 (1) 本市から県への第1報は、被害の発生直後に必要事項を報告する。なお、情報の伝達方法は、次の順位により行う。 ① 災害オペレーション支援システムへの入力</p> <p>7.1 動員配備【総括班】 別紙 □ 配備体制別動員計画表(その1) (表は略) 注) ○印は、指定された職員の動員を示す。 注) ◎印は、課長に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。 注) □印は、班長を担当する課を示す。</p>	埼玉県 消防防災課

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考												
震災・応急 -46	<p>また、避難所までの車両移送が必要な場合は、本部へ移送支援を要請する。 【本文】本編 本章 第4節「第13 要配慮者への配慮」(震災-応急-115~120) 参照</p> <p>4.5 避難所等の開設【避難所班】</p> <p>3 県への報告 「総括班」は、避難所を開設後、直ちに次の事項を知事に報告するとともに、県防災情報システムへ入力する。 ・避難所の開設の目的、日時及び場所 ・箇所数及び収容人員 ・開設期間の見込み</p>	<p>また、避難所までの車両移送が必要な場合は、本部へ移送支援を要請する。 【本文】本編 本章 第4節「第13 要配慮者への配慮」(震災-応急-115~120) 参照</p> <p>4.5 避難所等の開設【避難所班】</p> <p>3 県への報告 「総括班」は、避難所を開設後、直ちに次の事項を知事に報告するとともに、災害オペレーション支援システムへ入力する。 ・避難所の開設の目的、日時及び場所 ・箇所数及び収容人員 ・開設期間の見込み</p>	<p>埼玉県 消防防災課</p>												
震災・応急 -56	<p>5.3 人命にかかわる災害情報等の報告【広報情報班】</p> <p><活動内容と手順></p> <p>1 報告の種類 災害対策本部の各部署は、被災状況を「広報情報班」に報告する。報告を受けた「広報情報班」は各情報を集計し、「経過速報(様式第2号)」にとりまとめ「総括班」に報告する。「総括班」は、速やかに災害オペレーション支援システムにより報告する。 (1) 被害情報の報告</p> <table border="1" data-bbox="869 1019 1013 1422"> <tr> <td>発生速報</td> <td>被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「発生速報(様式第1号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)</td> </tr> <tr> <td>経過速報</td> <td>2時間ごとに逐次(県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、県防災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「経過速報(様式第2号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)</td> </tr> <tr> <td>確定報告</td> <td>被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「被害状況調(様式第3号)」により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。)</td> </tr> </table>	発生速報	被害の発生直後に 災害オペレーション支援システム で報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「発生速報(様式第1号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)	経過速報	2時間ごとに逐次(県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、 県防災情報システム で報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「経過速報(様式第2号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)	確定報告	被害の確定後に 災害オペレーション支援システム で報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「被害状況調(様式第3号)」により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。)	<p>5.3 人命にかかわる災害情報等の報告【広報情報班】</p> <p><活動内容と手順></p> <p>1 報告の種類 災害対策本部の各部署は、被災状況を「広報情報班」に報告する。報告を受けた「広報情報班」は各情報を集計し、「経過速報(様式第2号)」にとりまとめ「総括班」に報告する。「総括班」は、速やかに災害オペレーション支援システムにより報告する。 (1) 被害情報の報告</p> <table border="1" data-bbox="869 1422 1013 2042"> <tr> <td>発生速報</td> <td>被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「発生速報(様式第1号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)</td> </tr> <tr> <td>経過速報</td> <td>2時間ごとに逐次(県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「経過速報(様式第2号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)</td> </tr> <tr> <td>確定報告</td> <td>被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「被害状況調(様式第3号)」により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。)</td> </tr> </table>	発生速報	被害の発生直後に 災害オペレーション支援システム で報告する。 (災害オペレーション支援システム が使用不能の場合は、「発生速報(様式第1号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)	経過速報	2時間ごとに逐次(県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、 災害オペレーション支援システム で報告する。 (災害オペレーション支援システム が使用不能の場合は、「経過速報(様式第2号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)	確定報告	被害の確定後に 災害オペレーション支援システム で報告する。 (災害オペレーション支援システム が使用不能の場合は、「被害状況調(様式第3号)」により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。)	<p>埼玉県 消防防災課</p>
発生速報	被害の発生直後に 災害オペレーション支援システム で報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「発生速報(様式第1号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)														
経過速報	2時間ごとに逐次(県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、 県防災情報システム で報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「経過速報(様式第2号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)														
確定報告	被害の確定後に 災害オペレーション支援システム で報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「被害状況調(様式第3号)」により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。)														
発生速報	被害の発生直後に 災害オペレーション支援システム で報告する。 (災害オペレーション支援システム が使用不能の場合は、「発生速報(様式第1号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)														
経過速報	2時間ごとに逐次(県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、 災害オペレーション支援システム で報告する。 (災害オペレーション支援システム が使用不能の場合は、「経過速報(様式第2号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)														
確定報告	被害の確定後に 災害オペレーション支援システム で報告する。 (災害オペレーション支援システム が使用不能の場合は、「被害状況調(様式第3号)」により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。)														
震災・応急 -58	<p>5.4 通信連絡体制の確立【広報情報班】</p> <p><活動内容と手順></p> <p>1 通信連絡方法の確認及び通信 (1) 基本方針 災害時における通信連絡は、災害オペレーション支援システム、県防災行政無線(地上系・衛星系)、インターネット、電話及びFAXを利用して迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の混雑を避け</p>	<p>5.4 通信連絡体制の確立【広報情報班】</p> <p><活動内容と手順></p> <p>1 通信連絡方法の確認及び通信 (1) 基本方針 災害時における通信連絡は、災害オペレーション支援システム、県防災行政無線(地上系・衛星系)、インターネット、電話及びFAXを利用して迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の混雑を避け</p>	<p>埼玉県 消防防災課</p>												

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考
<p>震災・応急 -107</p>	<p>るために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。 本市の初動期における連絡用電話は「広報情報班」に置き、また、市民等の問い合わせに対しては、窓口を一本化し「市民支援班」に置くものとする。</p> <p>7.2 自衛隊への災害派遣要請【本部長(市長)、総括班】 ＜活動内容と手順＞ 1 要請の手続き 市長は、速やかに県知事に対して災害派遣要請を行う。 県知事に要求ができない場合には、本市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第32普通科連隊へ直接通知することができる(災害対策基本法第68条の2)。</p> <div data-bbox="497 1227 667 2042" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県危機管理課 ○連絡先 TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129 陸上自衛隊第32普通科連隊 ○所在地 〒331-8550 埼玉県さいたま市北区日進町 1-40-7 ○連絡先 ・ 課業時間内: 第3科長 TEL 048-663-4241 (内線: 435・437) ・ 課業時間外: 部隊当直司令 TEL 048-663-4241 (内線: 402)</p> </div> <p>2 自衛隊の派遣要請範囲 自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、要請の範囲は、おおむね次のとおりである。</p>	<p>混線を避けるために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。 本市の初動期における連絡用電話は「広報情報班」に置き、また、市民等の問い合わせに対しては、窓口を一本化し「市民支援班」に置くものとする。</p> <p>7.2 自衛隊への災害派遣要請【本部長(市長)、総括班】 ＜活動内容と手順＞ 1 要請の手続き 市長は、速やかに県知事に対して災害派遣要請を行う。 県知事に要求ができない場合には、本市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第32普通科連隊へ直接通知することができる(災害対策基本法第68条の2)。</p> <div data-bbox="497 286 715 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県危機管理課 ○連絡先 TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129 陸上自衛隊第32普通科連隊 ○所在地 〒331-8550 埼玉県さいたま市北区日進町 1-40-7 ○連絡先 ・ 課業時間内(8時00分～17時30分) ・ 第3科長 TEL 048-663-4241 (内線: 435・437) ・ 課業時間外(17時30分～8時00分) ・ 部隊当直司令 TEL 048-663-4241 (内線: 402)</p> </div> <p>2 自衛隊の派遣要請範囲 自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。</p> <div data-bbox="805 286 1002 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 緊急性の原則 差し迫った必要性があること。 2 公共性の原則 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 3 非代替性の原則 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。</p> </div>	<p>埼玉県 消防防災課</p>
<p>震災・応急 -107</p>	<p>第10 災害ボランティア・労務者の確保・供給 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、<u>労務者の雇上げ</u>、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。</p> <div data-bbox="1157 1249 1364 2042" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第10 災害ボランティア・労務者の確保・供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.1 災害ボランティアの活動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 10.2 労務者の雇上げ 10.3 労務応援要請 </div> <p>10.1 災害ボランティアの活動体制の確立【要配慮者支援班】</p>	<p>第10 災害ボランティアの確保 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。</p> <div data-bbox="1157 309 1232 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第10 災害ボランティアの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.1 災害ボランティアの活動体制の確立 </div> <p>10.1 災害ボランティアの活動体制の確立【要配慮者支援班】</p>	<p>埼玉県 危機管理課</p>

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考
<p><活動内容と手順></p> <p>1 市災害ボランティアセンターの設置 「要配慮者支援班」は、発災後直ちに市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアにボランティアの派遣等を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>2 ニーズの把握 市災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、ボランティア不足が生じたときは、県ボランティアセンターに伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>3 募集 「要配慮者支援班」又は市社会福祉協議会は、県ボランティアセンターを通じて、報道機関の協力を得て、必要なボランティアを募集する。</p>	<p><活動内容と手順></p> <p>1 市災害ボランティアセンターの設置 「要配慮者支援班」は、発災後直ちに市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアにボランティアの派遣等を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>2 ニーズの把握 市災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、ボランティア不足が生じたときは、県ボランティアセンターに伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>3 募集 「要配慮者支援班」又は市社会福祉協議会は、県ボランティアセンターを通じて、報道機関の協力を得て、必要なボランティアを募集する。</p>	<p><活動内容と手順></p> <p>1 市災害ボランティアセンターの設置 「要配慮者支援班」は、発災後直ちに市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 ニーズの把握 市災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、ボランティア不足が生じたときは、県ボランティアセンターに伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>3 募集 「要配慮者支援班」又は市社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンターを通じて、報道機関の協力を得て、必要なボランティアを募集する。</p>	
<p>4 受入れ (災害ボランティアセンター)</p> <p>① 多数のボランティアを受入れるために、民間のボランティア団体と連携を取りながら進めていく。</p> <p>5 ボランティアに対する支援活動 ① ボランティア自身に対する各種相談</p>	<p>4 受入れ (災害ボランティアセンター)</p> <p>① 多数のボランティアを受入れるために、民間のボランティア団体と連携を取りながら進めていく。</p> <p>5 ボランティアに対する支援 ① ボランティア自身に対する各種相談</p>	<p>◆ボランティアの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救出・捜索 ・救援物資車両の道案内 ・救援物資の搬入補助 ・建物応急危険度判定 ・被災者名簿のパソコン入力 ・アナウンサー ・企業ボランティア(コープこうべ等) ・避難所運営補助 ・要配慮者に対する水、食事等の運搬等 <p>(参考 (阪神・淡路大震災の場合))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・運転 ・清掃 ・施設の応急復旧 ・炊き出し ・クリーニング ・アマチュア無線 ・メンタルケア ・入浴補助 	<p>◆ボランティアの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救出・捜索 ・救援物資車両の道案内 ・救援物資の搬入補助 ・建物応急危険度判定 ・被災者名簿のパソコン入力 ・クリーニング ・要配慮者に対する水、食事等の運搬等 ・入浴補助 <p>(参考 (阪神・淡路大震災の場合))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・外国人の安否確認 ・手話通訳 ・被災者の介護 ・炊き出し ・被災者名簿のパソコン入力 ・クリーニング ・要配慮者に対する水、食事等の運搬等 ・入浴補助

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考																																				
110	<p>② 行政やボランティア同士の連携強化</p> <p>③ 事務用品の提供</p> <p>10.2 労務者の雇上げ【要配慮者支援班】</p> <p>「要配慮者支援班」は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは、労務者を雇用する。</p> <p>雇用は「総括班」から県を通じて職業安定所に要請する。</p> <p>雇用に係る賃金については、地域における通常の実費程度を負担する。</p> <p>(略)</p> <p>10.3 労務応援要請【要配慮者支援班】</p> <p>「要配慮者支援班」は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は労務者の雇用が不可能なときは、次の事項を示して、県に応援要請する。</p> <p>① 応援を必要とする理由</p> <p>② 作業場所</p> <p>③ 作業内容</p> <p>④ 人員</p> <p>⑤ 従事期間</p> <p>⑥ 集合場所</p> <p>⑦ その他参考事項</p>	<p>② 行政やボランティア同士の情報共有</p> <p>③ 事務用品の提供、活動に必要な資機材の貸与</p>																																					
震災・応急	<p>11.2 災害救助法の適用【総括班】</p> <p><活動内容と手順></p> <p>1 本市における災害救助法の適用基準（人口：5万人以上10万人未満）</p> <p>⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（基準4号）</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>② 救助の種類及び職権の委任</p> <p>□救助の種類と実施者</p> <table border="1" data-bbox="1244 1209 1476 2060"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置及び収容</td> <td>7日以内</td> <td>市(委任)「避難所班」</td> </tr> <tr> <td>炊出し及び食品の給与</td> <td>7日以内</td> <td>市(委任)「給食班・産業物資班」</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市(委任)「給水班・産業物資班」</td> </tr> <tr> <td>被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「産業物資班」</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任したときは市)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置及び収容	7日以内	市(委任)「避難所班」	炊出し及び食品の給与	7日以内	市(委任)「給食班・産業物資班」	飲料水の供給	7日以内	市(委任)「給水班・産業物資班」	被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市(委任)「産業物資班」	医療及び助産	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任したときは市)	<p>11.2 災害救助法の適用【総括班】</p> <p><活動内容と手順></p> <p>1 本市における災害救助法の適用基準（人口：5万人以上10万人未満）</p> <p>⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（基準4号）</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>② 救助の種類及び職権の委任</p> <p>□救助の種類と実施者</p> <table border="1" data-bbox="1244 268 1476 1075"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置及び収容</td> <td>7日以内</td> <td>市(委任)「避難所班」</td> </tr> <tr> <td>炊出し及び食品の給与</td> <td>7日以内</td> <td>市(委任)「給食班・産業物資班」</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市(委任)「給水班・産業物資班」</td> </tr> <tr> <td>被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「産業物資班」</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内</td> <td>医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任したときは市)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置及び収容	7日以内	市(委任)「避難所班」	炊出し及び食品の給与	7日以内	市(委任)「給食班・産業物資班」	飲料水の供給	7日以内	市(委任)「給水班・産業物資班」	被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市(委任)「産業物資班」	医療及び助産	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任したときは市)	埼玉県 消防防災課
救助の種類	実施期間	実施者区分																																					
避難所の設置及び収容	7日以内	市(委任)「避難所班」																																					
炊出し及び食品の給与	7日以内	市(委任)「給食班・産業物資班」																																					
飲料水の供給	7日以内	市(委任)「給水班・産業物資班」																																					
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市(委任)「産業物資班」																																					
医療及び助産	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任したときは市)																																					
救助の種類	実施期間	実施者区分																																					
避難所の設置及び収容	7日以内	市(委任)「避難所班」																																					
炊出し及び食品の給与	7日以内	市(委任)「給食班・産業物資班」																																					
飲料水の供給	7日以内	市(委任)「給水班・産業物資班」																																					
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市(委任)「産業物資班」																																					
医療及び助産	14日以内	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任したときは市)																																					

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考																																																
震災・応急 -119	<p>「救護班」</p> <table border="1"> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>日から7日以内 教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td> <td>「救護班」 市(委任)「学校教育班」</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市(委任)「消防本部」</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「要配慮者支援班」</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>対象者、設置箇所の選定 = 市町村 設置=県(ただし、委任したときは市) 「住宅対策班」</td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理</td> <td>1ヶ月以内に完了</td> <td>市(委任)「住宅対策班」</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「要配慮者支援班」、「消防本部」</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「要配慮者支援班」</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「土木施設対策班」</td> </tr> </table> <p>注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。</p>	学用品の給与	日から7日以内 教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	「救護班」 市(委任)「学校教育班」	災害にかかった者の救出	3日以内	市(委任)「消防本部」	埋葬	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定 = 市町村 設置=県(ただし、委任したときは市) 「住宅対策班」	住宅応急修理	1ヶ月以内に完了	市(委任)「住宅対策班」	死体の捜索	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」、「消防本部」	死体の処理	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」	障害物の除去	10日以内	市(委任)「土木施設対策班」	<p>「救護班」</p> <table border="1"> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>日から7日以内 教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td> <td>「救護班」 市(委任)「学校教育班」</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市(委任)「消防本部」</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「要配慮者支援班」</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>対象者、設置箇所の選定 = 市町村 設置=県(ただし、委任したときは市) 「住宅対策班」</td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理</td> <td>1ヶ月以内に完了</td> <td>市(委任)「住宅対策班」</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「要配慮者支援班」、「消防本部」</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「要配慮者支援班」</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市(委任)「土木施設対策班」</td> </tr> </table> <p>注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。</p>	学用品の給与	日から7日以内 教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	「救護班」 市(委任)「学校教育班」	災害にかかった者の救出	3日以内	市(委任)「消防本部」	埋葬	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定 = 市町村 設置=県(ただし、委任したときは市) 「住宅対策班」	住宅応急修理	1ヶ月以内に完了	市(委任)「住宅対策班」	死体の捜索	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」、「消防本部」	死体の処理	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」	障害物の除去	10日以内	市(委任)「土木施設対策班」	危機管理課
学用品の給与	日から7日以内 教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	「救護班」 市(委任)「学校教育班」																																																	
災害にかかった者の救出	3日以内	市(委任)「消防本部」																																																	
埋葬	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」																																																	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定 = 市町村 設置=県(ただし、委任したときは市) 「住宅対策班」																																																	
住宅応急修理	1ヶ月以内に完了	市(委任)「住宅対策班」																																																	
死体の捜索	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」、「消防本部」																																																	
死体の処理	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」																																																	
障害物の除去	10日以内	市(委任)「土木施設対策班」																																																	
学用品の給与	日から7日以内 教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	「救護班」 市(委任)「学校教育班」																																																	
災害にかかった者の救出	3日以内	市(委任)「消防本部」																																																	
埋葬	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」																																																	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定 = 市町村 設置=県(ただし、委任したときは市) 「住宅対策班」																																																	
住宅応急修理	1ヶ月以内に完了	市(委任)「住宅対策班」																																																	
死体の捜索	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」、「消防本部」																																																	
死体の処理	10日以内	市(委任)「要配慮者支援班」																																																	
障害物の除去	10日以内	市(委任)「土木施設対策班」																																																	
震災・応急 -127	<p>1.1 要配慮者に対する避難対策【要配慮者支援班、救護班】</p> <p>＜活動内容と手順＞</p> <p>1 避難行動要支援者に対する避難対策</p> <p>② 避難支援</p> <p>「要配慮者支援班」は、避難行動要支援者の避難について、あらかじめ作成した「避難行動要支援者名簿」、「個別支援計画」等に基づき、避難支援者や避難支援等関係者等と連携し、避難行動要支援者の避難支援(避難行動要支援者宅への個別訪問や緊急連絡等)による所在把握、介助者による避難誘導等)を実施する。</p> <p>ただし、避難支援にあたっては、介助人の欠如、補装具の破損、避難所への案内の不備(特に知的・視覚・聴覚障がい者)等によって、避難所への移動に支障をきたすことも予測される。そのため、「要配慮者支援班」は、避難支援者や避難支援等関係者等と連携し、避難行動要支援者の誘導に努める。また、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。</p>	<p>1.1 要配慮者に対する避難対策【要配慮者支援班、救護班】</p> <p>＜活動内容と手順＞</p> <p>1 避難行動要支援者に対する避難対策</p> <p>② 避難支援</p> <p>「要配慮者支援班」は、避難行動要支援者の避難について、あらかじめ作成した「避難行動要支援者名簿」、「個別支援計画」等に基づき、避難支援者や避難支援等関係者等と連携し、避難行動要支援者の避難支援(避難行動要支援者宅への個別訪問や緊急連絡等)による所在把握、介助者による避難誘導等)を実施する。</p> <p>ただし、避難支援にあたっては、介助人の欠如、補装具の破損、避難所への案内の不備(特に知的・視覚・聴覚障がい者)等によって、避難所への移動に支障をきたすことも予測される。そのため、「要配慮者支援班」は、避難支援者や避難支援等関係者等と連携し、避難行動要支援者の誘導に努める。また、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。</p>	埼玉県 消防防災課																																																
震災・東海	<p>1.1 応急対策期の情報管理【広報情報班、各班】</p> <p>3 県への報告</p> <p>「総括班」は、「広報情報班」より得た情報をもとに被害状況をとりまとめ、防災情報システムを用いて県災害対策本部(消防防災課)に報告するものとする。</p> <p>第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</p> <p>(略)</p>	<p>1.1 応急対策期の情報管理【広報情報班、各班】</p> <p>3 県への報告</p> <p>「総括班」は、「広報情報班」より得た情報をもとに被害状況をとりまとめ、災害オペレーション支援システムを用いて県災害対策本部(消防防災課)に報告するものとする。</p> <p>(第5章前除)</p>	危機管理課																																																
風水害・予防-9	<p>3.1 防災拠点施設の整備【危機管理課】</p> <p>(略)</p>	<p>3.1 防災拠点施設の整備【危機管理課】</p> <p>(略)</p>	危機管理課																																																

名称	活動拠点の役割	施設名
防災中核拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	吉川市役所 ※市役所が被災した場合は、 吉川松伏消防組合消防本部
防災地区拠点	・防災中核拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・避難拠点への物資の供給拠点	各防災プロックごとに次の 指定避難所を地区拠点とする。 第1プロック：旭小学校 第2プロック：中央中学校 第3プロック：南中学校 第4プロック：中曽根小学校 第5プロック：三輪野江小学校
受 援 拠 点	・自衛隊、警察、消防の活動拠点	<臨時ヘリポート基地> 美南中央公園 吉川運動公園 <野営場所>
避 難 拠 点	・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点 ・食料、飲料水等の配給の場となる拠点	吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場 指定避難所 (18箇所)

名称	活動拠点の役割	施設名
防災中核拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	吉川市役所 ※市役所が被災した場合は、 吉川松伏消防組合消防本部
防災地区拠点	・防災中核拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・避難拠点への物資の供給拠点	各防災プロックごとに次の 指定避難所を地区拠点とする。 第1プロック：旭小学校 第2プロック：中央中学校 第3プロック：南中学校 第4プロック：中曽根小学校 第5プロック：三輪野江小学校
受 援 拠 点	・自衛隊、警察、消防の活動拠点	<臨時ヘリポート基地> 美南中央公園 吉川運動公園 <野営場所>
避 難 拠 点	・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点 ・食料、飲料水等の配給の場となる拠点	吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場 指定避難所 (19箇所)

3.2 避難拠点の整備【危機管理課、教育総務課、都市計画課】

- 指定緊急避難所・指定避難所
 - 指定緊急避難場所
指定緊急避難場所は、大規模な水害により、生命や身体に危険性の迫った市民が一時的に避難する場として、指定避難所と同様、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設17か所（老人福祉センターは、平屋のため除く。）を指定緊急避難場所として指定する。
 - 指定避難所
指定避難所は、住宅の床上浸水やライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設18か所を指定避難所として指定する。なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するものとする。
なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。

(略)

□指定緊急避難場所一覧

番 号	防災プロック		名称	所在地	収容可能面積		想定 収容人数
	区分	拠点			2階以上		
1	第1	○	旭小学校	南広島1940	684		414
2	第1		旭地区センター	旭6-4	283		141

3.2 避難拠点の整備【危機管理課、教育総務課、都市計画課】

- 指定緊急避難所・指定避難所
 - 指定緊急避難場所
指定緊急避難場所は、大規模な水害により、生命や身体に危険性の迫った市民が一時的に避難する場として、指定避難所と同様、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設18か所（老人福祉センターは、平屋のため除く。）を指定緊急避難場所として指定する。
 - 指定避難所
指定避難所は、住宅の床上浸水やライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設19か所を指定避難所として指定する。なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するものとする。
なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。

(略)

□指定緊急避難場所一覧

番 号	防災プロック		名称	所在地	収容可能面積		想定 収容人数
	区分	拠点			2階以上		
1	第1	○	旭小学校	南広島1940	684		414
2	第1		旭地区センター	旭6-4	283		141

危機管理課
パブリック
コメント

修正案 (第2回防災会議時点)

3	第2	○	中央中学校	吉川 234-1	896	543
4	第2		吉川小学校	平沼 73	1,760	1,066
5	第2		関小学校	吉川団地 1-10	1,536	930
6	第2		栄小学校	吉川 615-1	1,260	763
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	265	160
8	第3	○	南中学校	俣 672	1,260	763
9	第3		北谷小学校	高富 887	1,320	800
10	第3		中央公民館	俣 577	483	292
11	第3		吉川養南高等学校	高久 600	1,597	967
12	第4	○	中曽根小学校	中曽根 2-4	1,260	763
13	第4		養南小学校	美南 4-17-3	1,792	1,086
14	第4		野籠館 ワンダーランド	美南 5-3-1	196	118
15	第5	○	三輪野江小学校	加藤 641	804	487
16	第5		東中学校	上笹塚 3-104-1	768	465
17	第5		総合体育館	上笹塚 1-58-1	180	109
合計 (17か所)					16,294	9,867

注) ○は各ブロックの地区拠点である。

注) 収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。

注) 想定収容人数は、一人当たりの専有面積を 1.65㎡として計算した。

注) 2階以上の収容可能面積は、学校において特別教室(校長室、職員室、保健室、家庭科室、図書室など)を除いた面積とした。

第4 ボランティアとの連携【地域福祉課、危機管理課】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、市は、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築しておく必要がある。

ここでは、災害時にボランティアとの連携協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。

【施策の内容】

- 第2編 震災対策計画
- 第2章 震災予防計画
- 第3節 市民の協力による防災・減災対策
- 第4 ボランティアとの連携(震災-予防-78、79)を準用する。

修正案

3	第2	○	中央中学校	吉川 234-1	896	543
4	第2		吉川小学校	平沼 73	1,760	1,066
5	第2		関小学校	吉川団地 1-10	1,536	930
6	第2		栄小学校	吉川 615-1	1,260	763
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	265	160
8	第3	○	南中学校	俣 672	1,260	763
9	第3		北谷小学校	高富 887	1,320	800
10	第3		中央公民館	俣 577	483	292
11	第3		吉川養南高等学校	高久 600	1,597	967
12	第4	○	中曽根小学校	中曽根 2-4	1,260	763
13	第4		養南小学校	美南 4-17-3	1,792	1,086
14	第4		野籠館 ワンダーランド	美南 5-3-1	196	118
15	第4		吉川中学校(平成32年4 月開校予定)	美南 5丁目地内	1,498	907
16	第5	○	三輪野江小学校	加藤 641	804	487
17	第5		東中学校	上笹塚 3-104-1	768	465
18	第5		総合体育館	上笹塚 1-58-1	180	109
合計 (18か所)					17,792	10,774

注) ○は各ブロックの地区拠点である。

注) 収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。

注) 想定収容人数は、一人当たりの専有面積を 1.65㎡として計算した。

注) 2階以上の収容可能面積は、学校において特別教室(校長室、職員室、保健室、家庭科室、図書室など)を除いた面積とした。

第4 災害ボランティアとの連携【地域福祉課、危機管理課】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、市は、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築しておく必要がある。

ここでは、災害時にボランティアとの連携協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。

【施策の内容】

- 第2編 震災対策計画
- 第2章 震災予防計画
- 第3節 市民の協力による防災・減災対策
- 第4 災害ボランティアとの連携(震災-予防-78、79)を準用する。

修正案 (第2回防災会議時点)

第4 災害対策本部の設置と運営【全職員】

- 9 災害対策本部設置及び廃止の報告
災害対策本部の設置又は廃止について、次のとおり、報告するものとする。

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、FAX、電話、口頭等
県消防防災課	総括班	県防災情報システム、県防災行政無線FAX、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、SNS、Lアラート（NHK d 放送、テレ玉 d 放送）、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、広報車、報道発表等
自治会・自主防災組織	広報情報班	メール、FAX、電話等
防災関係機関	総括班	メール、FAX、電話等
防災会議委員	総括班	メール、FAX、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、FAX、電話等

【資料】第2.12「防災関係機関一覧」参照

第10 災害ボランティア・労務者の確保・供給【要配慮者支援班】

応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

＜活動内容と手順＞

- 第2編 震災対策計画
第3章 応急対策活動計画
第4節 緊急救援期から実施する活動
第10 災害ボランティア・労務者の確保・供給（震災-応急-103～105）を準用する。

第1 収集する情報【全職員】

風水害時に収集すべき主な情報は、次のとおりとする。

□待機体制・警戒体制で収集すべき主な情報

情報項目	収集する情報	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当水害対策活動班
特別警報・警報・象報	○予測される雨量等、警戒すべき災害事項	発表後即時	○気象庁・熊谷地方気象台	県防災行政無線、防災情報	総括班

修正案

第4 災害対策本部の設置と運営【全職員】

- 9 災害対策本部設置及び廃止の報告
災害対策本部の設置又は廃止について、次のとおり、報告するものとする。

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、FAX、電話、口頭等
県消防防災課	総括班	災害オペレーション支援システム、県防災行政無線FAX、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、SNS、Lアラート（NHK d 放送、テレ玉 d 放送）、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、広報車、報道発表等
自治会・自主防災組織	広報情報班	メール、FAX、電話等
防災関係機関	総括班	メール、FAX、電話等
防災会議委員	総括班	メール、FAX、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、FAX、電話等

【資料】第2.12「防災関係機関一覧」参照

第10 災害ボランティアの確保【要配慮者支援班】

応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

＜活動内容と手順＞

- 第2編 震災対策計画
第3章 応急対策活動計画
第4節 緊急救援期から実施する活動
第10 災害ボランティアの確保（震災-応急-107～109）を準用する。

第1 収集する情報【全職員】

風水害時に収集すべき主な情報は、次のとおりとする。

□待機体制・警戒体制で収集すべき主な情報

情報項目	収集する情報	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当水害対策活動班
特別警報・警報・象報	○予測される雨量等、警戒すべき災害事項	発表後即時	○気象庁・熊谷地方気象台	県防災行政無線、防災情報	総括班

頁
風水害-応急-22

頁
風水害-応急-34

頁
熊谷地方気象台
埼玉県
消防防災課

関係	注意情報	関係	注意情報	関係	注意情報	備考
気象情報	○予想雨量 ○降雨状況 ○時間雨量	○気象庁・熊谷地方気象台 ○県防災情報システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等	提供システム (気象庁)、ホ ームページ、電 話、(ホッ ットライ ン等)	気象情報	提供システム (気象庁)、ホ ームページ、電 話、(ホッ ットライ ン等)	
雨量情報	○河川の水位 ○河川の水位・流量等の時 間変化	○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	県防災情報シ ステム、ホ ームページ、電 話(ホッ ットライ ン等)	雨量情報	○気象庁・熊谷地方気象台 ○県防災情報システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等	総括班
河川情報	○洪水予報・水防警報・水 位情報周知の発表状況 と内容	○各河川管理事務所	ホ ームペ ージ、消 防団員等 からの報 告、電話 (ホッ ットライ ン等)	河川情報	○各河川管理事務所 ○各河川管理班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	総括班
水防関係	○災害対策本部設置状況 ○避難勧告等発表状況 ○被害状況	○近隣市町	フ ァクシ ミ リ、電 話、ホ ームペ ージ、 電話(ホ ットラ イン等)	洪水予報等	○各河川管理事務所 ○近隣市町	総括班
近隣市町の水防体制等	○道路浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○床上・床下浸水被害建物 等の棟数、世帯・世帯人 員・浸水深等	○各河川管理班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	電話、県防 災情報シ ステム、 ホーム ページ	近隣市町の水防体制等	○近隣市町	総括班
浸水地域等	○河川の被災箇所(漏水、 亀裂、法崩、すべり、洗 掘等)	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班 員、消 防団 員等か らの報 告	浸水地域等	○各河川管理班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	総括班 広報情報班
危険箇所等	○消防団・自主防災組織の 活動状況 ○自主避難の状況	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	班 員、消 防団 員等か らの報 告	危険箇所等	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	総括班 広報情報班
市民の動向	○小・中学校の授業状況 ○児童生徒の避難状況	○各小・中学校	消 防団、自 主防 災組 織、施 設管 理者 等か らの報 告	市民の動向	○各小・中学校 ○各小・中学校	総括班 学校教育班
児童生徒の動向			校長から の報 告	児童生徒の動向	○各小・中学校	総括班 学校教育班

(※) ホットライン
避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者及び熊谷地方気象台等から、気象情報、雨量情報、河川情報、今後の見通し等を必要に応じ、直接電話で伝える仕組みのこと。

第2 特別警報・警報・注意情報の収集伝達【総括班】
2 特別警報・警報・注意情報等の種類と発表基準
□特別警報・警報・注意情報等の発表基準(一般の利用に適合するもの)(1/2)

種類	発表基準
気象特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大雨特別警報	《50年に一度の値》 48時間雨量: 350mm、3時間雨量: 130mm、土壌雨量指数: 239
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

熊谷地方気象台

修正案 (第2回防災会議時点)

	<p>《50年に一度の積雪深：参考値》 底谷：33cm (既往最深積雪：62cm) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>
気象警報	<p>暴風警報 平均風速：20m/s 暴風警報 平均風速：20m/s以上で、雪を伴う 大雨警報 (浸水害) 表面雨量指数基準：17 大雪警報 降雪の深さ：12時間降雪の深さ10cm 洪水警報 流域雨量指数基準：大場川流域=3.7 複合基準：大場川流域=(8, 3.2)、中川流域=(12, 22.9) 指定河川洪水予報による基準：中川〔吉川〕、江戸川〔野田〕</p>
警報	<p>風雪注意報 平均風速：11m/s 強風注意報 降雪の深さ：12時間降雪の深さ10cm 大雨注意報 表面雨量指数基準：17 大雪注意報 土壌雨量指数基準：115 濃霧注意報 視程：100m 雷注意報 落雷等で被害が予想される場合 乾燥注意報 最小湿度：25%、実効湿度：55% 霜注意報 早霜、晩霜期に最低気温4℃以下 低温注意報 夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下</p>
注意報	<p>着氷・着雪注意報 著しい着氷(雪)で被害が予想される場合 融雪 なし 乾燥注意報 最小湿度：25%、実効湿度：55% なだれ なし 着氷・着雪注意報 著しい着氷(雪)で被害が予想される場合 霜注意報 早霜、晩霜期に最低気温4℃以下 低温注意報 夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下</p>
	<p>地面現象注意報 大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 浸水注意報 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準：大場川流域=2.9 複合基準：大場川流域=(5, 2.9)、中川流域=(9, 16)、江戸川流域=(5, 14) 指定河川洪水予報による基準：中川〔吉川〕、江戸川〔野田〕</p>
	<p>記録的短時間大雨情報 1時間雨量：100mm</p>

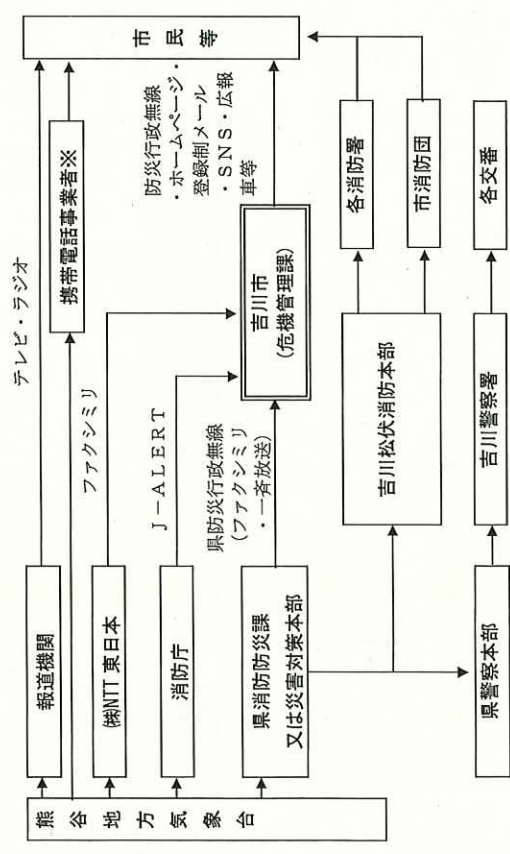
(略)

修正案

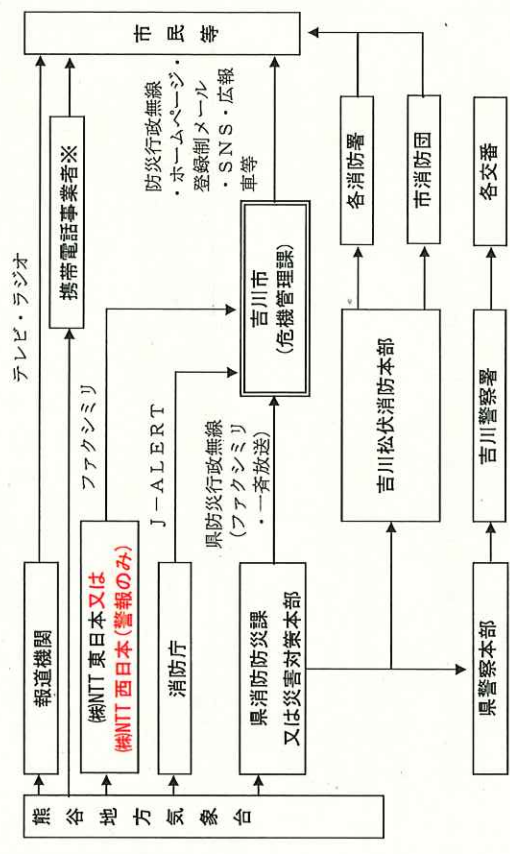
	<p>《50年に一度の積雪深：参考値》 底谷：33cm (既往最深積雪：62cm) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>
気象警報	<p>暴風警報 平均風速：20m/s 暴風警報 平均風速：20m/s以上で、雪を伴う 大雨警報 (浸水害) 表面雨量指数基準：17 大雪警報 降雪の深さ：12時間降雪の深さ10cm 洪水警報 流域雨量指数基準：大場川流域=3.7 複合基準：大場川流域=(8, 3.2)、中川流域=(12, 22.9) 指定河川洪水予報による基準：中川〔吉川〕、江戸川〔野田〕</p>
警報	<p>風雪注意報 平均風速：11m/s 強風注意報 降雪の深さ：12時間降雪の深さ10cm 大雨注意報 表面雨量指数基準：17 大雪注意報 土壌雨量指数基準：115 濃霧注意報 視程：100m 雷注意報 落雷等で被害が予想される場合 乾燥注意報 最小湿度：25%、実効湿度：55% なだれ なし 着氷・着雪注意報 著しい着氷(雪)で被害が予想される場合 霜注意報 早霜、晩霜期に最低気温4℃以下 低温注意報 夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下</p>
注意報	<p>着氷・着雪注意報 著しい着氷(雪)で被害が予想される場合 融雪 なし 乾燥注意報 最小湿度：25%、実効湿度：55% なだれ なし 着氷・着雪注意報 著しい着氷(雪)で被害が予想される場合 霜注意報 早霜、晩霜期に最低気温4℃以下 低温注意報 夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下</p>
	<p>流域雨量指数基準：大場川流域=2.9 複合基準：大場川流域=(5, 2.9)、中川流域=(9, 16)、江戸川流域=(5, 14) 指定河川洪水予報による基準：中川〔吉川〕、江戸川〔野田〕</p>
	<p>記録的短時間大雨情報 1時間雨量：100mm</p>

(略)

□本市に關係する特別警報・警報・注意報等の伝達系統



□本市に關係する特別警報・警報・注意報等の伝達系統



※ 緊急連絡メールは、気象等 (大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪) に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、气象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

※ 緊急連絡メールは、気象等 (大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪) に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、气象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】

- 1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報
- (2) 本市に關係する洪水予報が発表される河川

第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】

- 1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報
- (2) 本市に關係する洪水予報が発表される河川

□本市に關係する洪水予報が発表される河川 (国土交通大臣と気象庁長官が共同発表)

予報区域名	河川名	洪水予報基準水位観測所	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	危険水位(洪水特別警戒水位)	所在地	発表機関
利根川上流部	利根川	八斗碓	1.9	3.9	4.8	群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555番地先～茨城県猿島郡境町字北野 1920番地先	群馬県伊勢崎市八斗島町
		業備	5.0	8.1	8.9	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字姫玉前 70番 6地先～江戸川分派点	群馬県久喜市栗橋
江戸川	江戸川	西関管	6.1	8.1	8.4	利根川からの分派点～海(旧川を除く)	群馬県西関市
		野苗	6.3	8.2	8.5	利根川からの分派点～海(旧川を除く)	群馬県野田市

□本市に關係する洪水予報が発表される河川 (国土交通大臣と気象庁長官が共同発表)

予報区域名	河川名	洪水予報基準水位観測所	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	危険水位(洪水特別警戒水位)	所在地	発表機関
利根川上流部	利根川	八斗碓	1.9	3.9	4.8	群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555番地先～茨城県猿島郡境町字北野 1920番地先	群馬県伊勢崎市八斗島町
		業備	5.0	8.1	8.9	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字姫玉前 70番 6地先～江戸川分派点	群馬県久喜市栗橋
江戸川	江戸川	西関管	6.1	8.1	8.9	利根川からの分派点～海(旧川を除く)	群馬県西関市
		野苗	6.3	8.8	9.1	利根川からの分派点～海(旧川を除く)	群馬県千葉市野田市

頁	修正案 (第2回防災会議時点)										修正案	備考			
	中川	3.6	3.6	4.0	39.0km 上 26m	中野台	国土交通 省関東地 方整備局 江戸川河 川事務所 気象庁 予報部 熊谷地方 気象台	左岸 埼玉県北葛飾 郡松伏町大字下赤 岩字内膳堀内下 1647番の1地先～ 東京都葛飾区高砂2 丁目55番の3地先 右岸 埼玉県北葛飾 郡松伏町大字下赤 岩字大瀬向937番 の1地先～東京都 葛飾区青戸2丁目 623番の1地先	中川	3.6	3.7	4.1	39.0km 上 26m	中野台	国土交通 省関東地 方整備局 江戸川河 川事務所 気象庁 予報部 熊谷地方 気象台
	荒川	6.5	7.5	12.6	39.0km 上 26m	中野台	国土交通 省関東地 方整備局 気象庁 予報部	左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川原5番 の2地先～(旧川 を除く) 右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤浜字 後古沢218番の18 地先～(旧川を除 く)	荒川	7.5	12.6	41.6km 上 290m	埼玉県 さいたま市西 区殿田 新田	国土交通 省関東地 方整備局 気象庁 予報部	
	荒川	6.5	4.1	7.7	39.0km 上 26m	中野台	国土交通 省関東地 方整備局 気象庁 予報部	右岸河 口から 21.0km 上 82.8m	荒川	4.1	7.7	21.0km 上 82.8m	東京都 北区志 茂5丁 目	国土交通 省関東地 方整備局 気象庁 予報部	

頁	修正案 (第2回防災会議時点)										修正案	備考			
風水害心 急:52	中川	3.6	3.6	4.0	39.0km 上 26m	中野台	国土交通 省関東地 方整備局 江戸川河 川事務所 気象庁 予報部 熊谷地方 気象台	左岸 埼玉県北葛飾 郡松伏町大字下赤 岩字内膳堀内下 1647番の1地先～ 東京都葛飾区高砂2 丁目55番の3地先 右岸 埼玉県北葛飾 郡松伏町大字下赤 岩字大瀬向937番 の1地先～東京都 葛飾区青戸2丁目 623番の1地先	中川	3.6	3.7	4.1	39.0km 上 26m	中野台	国土交通 省関東地 方整備局 江戸川河 川事務所 気象庁 予報部 熊谷地方 気象台
	荒川	6.5	7.5	12.6	39.0km 上 26m	中野台	国土交通 省関東地 方整備局 気象庁 予報部	左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川原5番 の2地先～(旧川 を除く) 右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤浜字 後古沢218番の18 地先～(旧川を除 く)	荒川	7.5	12.6	41.6km 上 290m	埼玉県 さいたま市西 区殿田 新田	国土交通 省関東地 方整備局 気象庁 予報部	
	荒川	6.5	4.1	7.7	39.0km 上 26m	中野台	国土交通 省関東地 方整備局 気象庁 予報部	右岸河 口から 21.0km 上 82.8m	荒川	4.1	7.7	21.0km 上 82.8m	東京都 北区志 茂5丁 目	国土交通 省関東地 方整備局 気象庁 予報部	

第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】

2 水防法に基づく水防警報

(2) 本市に關係する水防警報が発表される河川
水防警報については、「国土交通大臣が行なう水防警報(水防法第16条)」と「県知事が行なう水防警報(水防法第16条第3項)」がある。

第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】

2 水防法に基づく水防警報

(2) 本市に關係する水防警報が発表される河川
水防警報については、「国土交通大臣が行なう水防警報(水防法第16条)」と「県知事が行なう水防警報(水防法第16条第3項)」がある。

□本市に關係する水防警報が発表される河川

河川 区分	水防警報 基礎水位 観測所	水防警報区域				実施機関
		水防警報区域	水防回 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	
国土交通大臣が行なう水防	西関宿	左岸 埼玉県野田市東金 野井1410番の1地先～ 千葉県流山市水8番の 2地先 右岸 埼玉県北葛飾郡松	4.5	6.1	8.1	埼玉県 幸手市 西関宿
江戸川	野田	左岸 埼玉県野田市東金 野井1410番の1地先～ 千葉県流山市水8番の 2地先 右岸 埼玉県北葛飾郡松	4.6	6.3	8.8	埼玉県 幸手市 西関宿

□本市に關係する水防警報が発表される河川

河川 区分	水防警報 基礎水位 観測所	水防警報区域				実施機関
		水防警報区域	水防回 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	
国土交通大臣が行なう水防	西関宿	左岸 埼玉県野田市東金 野井1410番の1地先～ 千葉県流山市水8番の 2地先 右岸 埼玉県北葛飾郡松	4.5	6.1	8.6	埼玉県 幸手市 西関宿
江戸川	野田	左岸 埼玉県野田市東金 野井1410番の1地先～ 千葉県流山市水8番の 2地先 右岸 埼玉県北葛飾郡松	4.6	6.3	8.8	埼玉県 幸手市 西関宿

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考																																																																															
風水害応急60	<p>防警報</p> <table border="1" data-bbox="183 302 853 1108"> <tr> <td>伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内藤堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点</td> <td>3.3</td> <td>3.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内藤堀内上 1672 番の 1 地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先(倉松川合流点)～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先</td> <td>5.20</td> <td>5.85</td> <td>6.25</td> </tr> <tr> <td>左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野(中川合流点)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市巾島(中川合流点)</td> <td>3.25</td> <td>3.90</td> <td>4.02</td> </tr> </table> <p>県知事が行う水防警報</p> <table border="1" data-bbox="183 1108 853 1198"> <tr> <td>中川</td> <td>吉川</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中川</td> <td>牛島</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新方川</td> <td>増林</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先				左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内藤堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点	3.3	3.6	3.7	右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点				左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内藤堀内上 1672 番の 1 地先				右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先(倉松川合流点)～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	6.25	左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野(中川合流点)				右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市巾島(中川合流点)	3.25	3.90	4.02	中川	吉川			中川	牛島			新方川	増林			<p>警報</p> <table border="1" data-bbox="183 1243 853 2049"> <tr> <td>伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内藤堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点</td> <td>3.3</td> <td>3.6</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内藤堀内上 1672 番の 1 地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先(倉松川合流点)～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先</td> <td>5.20</td> <td>5.85</td> <td>6.25</td> </tr> <tr> <td>左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野(中川合流点)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市巾島(中川合流点)</td> <td>3.25</td> <td>3.90</td> <td>4.02</td> </tr> </table> <p>県知事が行う水防警報</p> <table border="1" data-bbox="183 2049 853 2168"> <tr> <td>中川</td> <td>吉川</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中川</td> <td>牛島</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新方川</td> <td>増林</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先				左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内藤堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点	3.3	3.6	4.1	右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点				左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内藤堀内上 1672 番の 1 地先				右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先(倉松川合流点)～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	6.25	左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野(中川合流点)				右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市巾島(中川合流点)	3.25	3.90	4.02	中川	吉川			中川	牛島			新方川	増林		
伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先																																																																																		
左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内藤堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点	3.3	3.6	3.7																																																																															
右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点																																																																																		
左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内藤堀内上 1672 番の 1 地先																																																																																		
右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先(倉松川合流点)～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	6.25																																																																															
左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野(中川合流点)																																																																																		
右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市巾島(中川合流点)	3.25	3.90	4.02																																																																															
中川	吉川																																																																																	
中川	牛島																																																																																	
新方川	増林																																																																																	
伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先																																																																																		
左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内藤堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点	3.3	3.6	4.1																																																																															
右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点																																																																																		
左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内藤堀内上 1672 番の 1 地先																																																																																		
右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先(倉松川合流点)～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	6.25																																																																															
左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野(中川合流点)																																																																																		
右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市巾島(中川合流点)	3.25	3.90	4.02																																																																															
中川	吉川																																																																																	
中川	牛島																																																																																	
新方川	増林																																																																																	
4.3 被害情報等の報告【広報情報班】	<p>広報情報班は、集約した被害情報等を「総括班」に報告する。 なお、被害が重大(人命にかかわる情報、浸水被害が拡大する河川の決壊等の情報など)であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告する。 報告を受けた総括班は、県等へ被害情報等を報告する。 なお、人命にかかわる被害情報については、発生後1時間以内に県等へ報告する。</p>	<p>4.3 被害情報等の報告【広報情報班】</p> <p>広報情報班は、集約した被害情報等を「総括班」に報告する。 なお、被害が重大(人命にかかわる情報、浸水被害が拡大する河川の決壊等の情報など)であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告する。 報告を受けた総括班は、県等へ被害情報等を報告する。 なお、人命にかかわる被害情報については、発生後1時間以内に県等へ報告する。</p> <p><活動内容と手順></p> <ol style="list-style-type: none"> 県等への第1報 本市から県への第1報は、埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力し、報告する。防災情報システムが使用できない場合は、「発生速報(様式第1号)」を防災行政無線 F A X 等で報告する。 なお、県へ連絡できない場合には、消防庁へ直接連絡する。無線及び有線による通信が不可能な場合は、連絡員を県災害対策本部春日部支部(東部地域振興センター)へ派遣する。 第1報は、報告者等が把握できた範囲の情報から直ちに報告する。 <p>(略)</p>																																																																																
4.3 被害情報等の報告【広報情報班】	<p>広報情報班は、集約した被害情報等を「総括班」に報告する。 なお、被害が重大(人命にかかわる情報、浸水被害が拡大する河川の決壊等の情報など)であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告する。 報告を受けた総括班は、県等へ被害情報等を報告する。 なお、人命にかかわる被害情報については、発生後1時間以内に県等へ報告する。</p>	<p>4.3 被害情報等の報告【広報情報班】</p> <p>広報情報班は、集約した被害情報等を「総括班」に報告する。 なお、被害が重大(人命にかかわる情報、浸水被害が拡大する河川の決壊等の情報など)であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告する。 報告を受けた総括班は、県等へ被害情報等を報告する。 なお、人命にかかわる被害情報については、発生後1時間以内に県等へ報告する。</p> <p><活動内容と手順></p> <ol style="list-style-type: none"> 県等への第1報 本市から県への第1報は、埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力し、報告する。防災情報システムが使用できない場合は、「発生速報(様式第1号)」を防災行政無線 F A X 等で報告する。 なお、県へ連絡できない場合には、消防庁へ直接連絡する。無線及び有線による通信が不可能な場合は、連絡員を県災害対策本部春日部支部(東部地域振興センター)へ派遣する。 第1報は、報告者等が把握できた範囲の情報から直ちに報告する。 <p>(略)</p>																																																																																

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考												
2	<p>報告の種別 災害対策本部の各部は、被災状況を「広報情報班」に報告する。報告を受けた「広報情報班」は各情 報を集計し、「経過速報 (様式第2号)」にまとめ「総括班」に報告する。「総括班」は、速やかに県防 災情報システムにより報告する。</p> <p>(1) 被害情報の報告</p> <table border="1" data-bbox="351 291 766 1075"> <tr> <td data-bbox="351 291 446 627">発生速報</td> <td data-bbox="351 627 766 1075">被害の発生直後に県防災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「発生速報 (様式第1号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 291 542 627">経過速報</td> <td data-bbox="446 627 766 1075">2時間ごとに逐次 (県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、県防 災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「経過速報 (様式第2号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 291 766 627">確定報告</td> <td data-bbox="542 627 766 1075">被害の確定後に県防災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「被害状況調 (様式第3号)」 により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以 内に文書で報告する。)</td> </tr> </table>	発生速報	被害の発生直後に県防災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「発生速報 (様式第1号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)	経過速報	2時間ごとに逐次 (県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、県防 災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「経過速報 (様式第2号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)	確定報告	被害の確定後に県防災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「被害状況調 (様式第3号)」 により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以 内に文書で報告する。)	<p>報告の種別 災害対策本部の各部は、被災状況を「広報情報班」に報告する。報告を受けた「広報情報班」は各情 報を集計し、「経過速報 (様式第2号)」にまとめ「総括班」に報告する。「総括班」は、速やかに災害オ ペレーション支援システムにより報告する。</p> <p>(1) 被害情報の報告</p> <table border="1" data-bbox="351 1142 766 2150"> <tr> <td data-bbox="351 1142 446 1478">発生速報</td> <td data-bbox="351 1478 766 2150">被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「発生速報 (様式第1号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1142 542 1478">経過速報</td> <td data-bbox="446 1478 766 2150">2時間ごとに逐次 (県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、災害 オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「経過速報 (様式第2号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 1142 766 1478">確定報告</td> <td data-bbox="542 1478 766 2150">被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「被害状況調 (様式第3号)」 により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以 内に文書で報告する。)</td> </tr> </table>	発生速報	被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「発生速報 (様式第1号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)	経過速報	2時間ごとに逐次 (県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、災害 オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「経過速報 (様式第2号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)	確定報告	被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「被害状況調 (様式第3号)」 により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以 内に文書で報告する。)	
発生速報	被害の発生直後に県防災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「発生速報 (様式第1号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)														
経過速報	2時間ごとに逐次 (県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、県防 災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「経過速報 (様式第2号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)														
確定報告	被害の確定後に県防災情報システムで報告する。 (県防災情報システムが使用不能の場合は、「被害状況調 (様式第3号)」 により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以 内に文書で報告する。)														
発生速報	被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「発生速報 (様式第1号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)														
経過速報	2時間ごとに逐次 (県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、災害 オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「経過速報 (様式第2号)」に より県防災行政無線FAX等で報告する。)														
確定報告	被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「被害状況調 (様式第3号)」 により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以 内に文書で報告する。)														
3	<p>報告事項及び留意点 本市が、県などの防災関係機関に報告する情報の報告事項及びその留意点は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 報告の留意事項 ⑥ 外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムに際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。</p>	<p>報告事項及び留意点 本市が、県などの防災関係機関に報告する情報の報告事項及びその留意点は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 報告の留意事項 ⑥ 外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムに際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。</p>													
風水害 急-63	<p>4. 4 通信連絡体制の確立【総括班、広報情報班】 本市及び関係防災機関は、情報連絡を迅速かつ的確に行うために、非常の際における通信連絡を確保す る。</p> <p><活動内容と手順> 1 通信連絡方法の確認及び通信 (1) 基本方針 災害時における通信連絡は、県防災情報システム、県防災行政無線 (地上系・衛星系)、インターネ ット、電話及びFAXを利用して迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の混雑を避け るために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。 本市における連絡用電話は「広報情報班」に置き、また、市民等の問い合わせに対しては、窓口を一 本化し「市民支援班」に置くものとする。</p>	<p>4. 4 通信連絡体制の確立【総括班、広報情報班】 本市及び関係防災機関は、情報連絡を迅速かつ的確に行うために、非常の際における通信連絡を確保す る。</p> <p><活動内容と手順> 1 通信連絡方法の確認及び通信 (1) 基本方針 災害時における通信連絡は、災害オペレーション支援システム、県防災行政無線 (地上系・衛星系)、インターネ ット、電話及びFAXを利用して迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の混雑を避け るために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。 本市における連絡用電話は「広報情報班」に置き、また、市民等の問い合わせに対しては、窓口を一 本化し「市民支援班」に置くものとする。</p>	埼玉県 消防防災課												

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案																								
風水害・応急-66	<p>4.5 浸水解消後の情報管理【広報情報班、各班】</p> <p>3 県への報告 「総括班」は、「広報情報班」より得た情報をもとに被害状況を取りまとめ、県防災情報システムを用いて県災害対策本部(消防防災課)に報告するものとする。</p>	<p>4.5 浸水解消後の情報管理【広報情報班、各班】</p> <p>3 県への報告 「総括班」は、「広報情報班」より得た情報をもとに被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システムを用いて県災害対策本部(消防防災課)に報告するものとする。</p>																								
風水害・応急-88	<p>第2 避難の勧告・指示【総括班、広報情報班、避難所班、土木施設対策班、消防本部、消防団】</p> <p>(1) 避難勧告・指示等の発令の判断基準 ③ 本市における避難勧告・指示等の判断基準 本市における避難勧告・指示等の判断基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 避難の勧告・指示【総括班、広報情報班、避難所班、土木施設対策班、消防本部、消防団】</p> <p>(1) 避難勧告・指示等の発令の判断基準 ③ 本市における避難勧告・指示等の判断基準 本市における避難勧告・指示等の判断基準は、次のとおりとする。</p>																								
	<p>□避難判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表</th> <th>利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 ・高齢者等 避難開始 (避難行動要 支援者等に 対する避難 情報)</td> <td>○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬとき 目安となる水位(避難判断水位) 江戸川 江戸川 中川 (西関宿) (野田) (吉川) 8.10 8.20 3.60</td> <td>○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○大雨特別警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を見出したとき ○大雨特別警報が発表されたとき 目安となる水位 洪水予報河川 水位周知河川 (氾濫危険水位) (洪水特別警戒水位) 江戸川 江戸川 中川 新方川 大落古 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) 利根川 (杉戸) 8.40 8.50 4.00 6.25 4.02 7.91</td> <td>○県本部長・河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>○破堤、越水を見出したとき</td> <td>○破堤、越水を見出したとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表	利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等	避難準備 ・高齢者等 避難開始 (避難行動要 支援者等に 対する避難 情報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬとき 目安となる水位(避難判断水位) 江戸川 江戸川 中川 (西関宿) (野田) (吉川) 8.10 8.20 3.60	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○大雨特別警報が発表されたとき	避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を見出したとき ○大雨特別警報が発表されたとき 目安となる水位 洪水予報河川 水位周知河川 (氾濫危険水位) (洪水特別警戒水位) 江戸川 江戸川 中川 新方川 大落古 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) 利根川 (杉戸) 8.40 8.50 4.00 6.25 4.02 7.91	○県本部長・河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき	避難指示 (緊急)	○破堤、越水を見出したとき	○破堤、越水を見出したとき	<p>□避難判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表</th> <th>利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 ・高齢者等 避難開始 (避難行動要 支援者等に 対する避難 情報)</td> <td>○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬとき 目安となる水位(避難判断水位) 江戸川 江戸川 中川 (西関宿) (野田) (吉川) 8.60 8.80 3.70</td> <td>○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○大雨特別警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を見出したとき ○大雨特別警報が発表されたとき 目安となる水位 洪水予報河川 水位周知河川 (氾濫危険水位) (洪水特別警戒水位) 江戸川 江戸川 中川 新方川 大落古 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) 利根川 (杉戸) 8.90 9.10 4.10 6.25 4.02 7.91</td> <td>○県本部長・河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>○破堤、越水を見出したとき</td> <td>○破堤、越水を見出したとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表	利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等	避難準備 ・高齢者等 避難開始 (避難行動要 支援者等に 対する避難 情報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬとき 目安となる水位(避難判断水位) 江戸川 江戸川 中川 (西関宿) (野田) (吉川) 8.60 8.80 3.70	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○大雨特別警報が発表されたとき	避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を見出したとき ○大雨特別警報が発表されたとき 目安となる水位 洪水予報河川 水位周知河川 (氾濫危険水位) (洪水特別警戒水位) 江戸川 江戸川 中川 新方川 大落古 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) 利根川 (杉戸) 8.90 9.10 4.10 6.25 4.02 7.91	○県本部長・河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき	避難指示 (緊急)	○破堤、越水を見出したとき	○破堤、越水を見出したとき
区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表	利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等																								
避難準備 ・高齢者等 避難開始 (避難行動要 支援者等に 対する避難 情報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬとき 目安となる水位(避難判断水位) 江戸川 江戸川 中川 (西関宿) (野田) (吉川) 8.10 8.20 3.60	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○大雨特別警報が発表されたとき																								
避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を見出したとき ○大雨特別警報が発表されたとき 目安となる水位 洪水予報河川 水位周知河川 (氾濫危険水位) (洪水特別警戒水位) 江戸川 江戸川 中川 新方川 大落古 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) 利根川 (杉戸) 8.40 8.50 4.00 6.25 4.02 7.91	○県本部長・河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき																								
避難指示 (緊急)	○破堤、越水を見出したとき	○破堤、越水を見出したとき																								
区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表	利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等																								
避難準備 ・高齢者等 避難開始 (避難行動要 支援者等に 対する避難 情報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬとき 目安となる水位(避難判断水位) 江戸川 江戸川 中川 (西関宿) (野田) (吉川) 8.60 8.80 3.70	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○大雨特別警報が発表されたとき																								
避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を見出したとき ○大雨特別警報が発表されたとき 目安となる水位 洪水予報河川 水位周知河川 (氾濫危険水位) (洪水特別警戒水位) 江戸川 江戸川 中川 新方川 大落古 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) 利根川 (杉戸) 8.90 9.10 4.10 6.25 4.02 7.91	○県本部長・河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき																								
避難指示 (緊急)	○破堤、越水を見出したとき	○破堤、越水を見出したとき																								
	<p>注) 上記の判断基準にかかわらず、災害の状況や要避難地域の状況等により本部長が必要と認めた場合、本部長は適宜、避難勧告・指示等を発令することができる。</p>	<p>注) 上記の判断基準にかかわらず、災害の状況や要避難地域の状況等により本部長が必要と認めた場合、本部長は適宜、避難勧告・指示等を発令することができる。</p>																								
備考	江戸川 河川事務所																									

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考
風水雪復旧-3	<p>注) 上記の判断基準は、可能な限り避難勧告・指示等の客観的な判断基準を整備する観点から示したものであり、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>注) 上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されることがあるので、注意すること。</p> <p>第3 農業・中小企業への支援【農政課、商工課】</p> <p>本市は、風水害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援制度による融資や補助による融資の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体にに対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。</p> <p>なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。</p> <p>また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。</p>	<p>注) 上記の判断基準は、可能な限り避難勧告・指示等の客観的な判断基準を整備する観点から示したものであり、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>注) 上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されることがあるので、注意すること。</p> <p>第3 農業・中小企業への支援【農政課、商工課】</p> <p>本市は、風水害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援制度による融資や補助による融資の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体にに対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。</p> <p>なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。</p> <p>また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。</p>	農政課
その他自然-8	<p>1.5 竜巻等に関する気象情報等</p> <p>(2) 竜巻注意情報の発表までの流れ</p> <p>竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。</p> <p>なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域(概ね一つの県)に発表される。</p>	<p>1.5 竜巻等に関する気象情報等</p> <p>(2) 竜巻注意情報の発表までの流れ</p> <p>竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。</p> <p>なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域(一次細分区域単位)に発表される。</p>	熊谷地方気象台
その他自然-12	<p>3.1 竜巻情報の収集・伝達【危機管理課】</p> <p>1 竜巻注意情報発表時における対応</p> <p>竜巻は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるが、竜巻注意情報は比較的広い範囲(概ね一つの県)を対象に発表される。</p> <p>このため、市は、埼玉県に竜巻注意情報が発表されたときは、竜巻注意情報に「目撃情報」の記載の有無を確認するとともに、気象庁ホームページの「竜巻発生確度ナウキャスト」で、竜巻等が発生する可能性のある地域(1時間先までに予測されている地域を含む。)等を確認する。</p>	<p>3.1 竜巻情報の収集・伝達【危機管理課】</p> <p>1 竜巻注意情報発表時における対応</p> <p>竜巻は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるが、竜巻注意情報は比較的広い範囲(一時細分区域単位)を対象に発表される。</p> <p>このため、市は、埼玉県に竜巻注意情報が発表されたときは、竜巻注意情報に「目撃情報」の記載の有無を確認するとともに、気象庁ホームページの「竜巻発生確度ナウキャスト」で、竜巻等が発生する可能性のある地域(1時間先までに予測されている地域を含む。)等を確認する。</p>	熊谷地方気象台
その他自然-19	<p>3.3 応急対策活動</p> <p>(8) 広域応援要請【総括班】</p> <p>災害時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに県、江戸川河川事務所、近隣市町、自衛隊等への応援・協力の要請を実施する。</p> <p>なお、被害の状況に応じて、迅速かつ的確に情報の収集・交換及び災害派遣の支援等を行うため、県や江戸川河川事務所から情報連絡員(リエゾン)、また、気象庁から気象庁機動調査班(JMA-MOT)などが派遣されることから、受入体制を整備しておくものとする。</p> <p>□受入体制の例</p> <p>○活動スペースの提供</p>	<p>3.3 応急対策活動</p> <p>(8) 広域応援要請【総括班】</p> <p>災害時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに県、江戸川河川事務所、近隣市町、自衛隊等への応援・協力の要請を実施する。</p> <p>なお、被害の状況に応じて、迅速かつ的確に情報の収集・交換及び災害派遣の支援等を行うため、県や江戸川河川事務所から情報連絡員(リエゾン)、また、気象庁から気象庁機動調査班(JMA-MOT)などが派遣されることから、受入体制を整備しておくものとする。</p> <p>□受入体制の例</p> <p>○活動スペースの提供</p>	埼玉県消防防災課

頁	修正案 (第2回防災会議時点)	修正案	備考																
その他自然-30	<p>○通信設備 (電話、FAX、防災情報システム等) 使用への取り計らい</p> <p>○県から情報連絡員が派遣されていることの職員、関係者への周知</p> <p>○災害や被害、市の災害活動に関する情報提供</p>	<p>○通信設備 (電話、FAX、災害オペレーション支援システム等) 使用への取り計らい</p> <p>○県から情報連絡員が派遣されていることの職員、関係者への周知</p> <p>○災害や被害、市の災害活動に関する情報提供</p>	熊谷地方気象台																
その他自然-30	<p>3.1 活動体制の確立【危機管理課、道路公園課、施設管理担当課】</p> <p>3 配備体制の発令手順</p> <p>(2) 警戒体制</p> <p>危機管理課長は、大雪警報又は暴風警報が発表され、積雪の深さがおおむね20cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれるときは、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。</p> <p>市民生活部長は、都市整備部長と協議し、警戒体制を発令する。</p>	<p>3.1 活動体制の確立【危機管理課、道路公園課、施設管理担当課】</p> <p>3 配備体制の発令手順</p> <p>(2) 警戒体制</p> <p>危機管理課長は、大雪警報又は暴風警報が発表され、積雪の深さがおおむね10cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれるときは、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。</p> <p>市民生活部長は、都市整備部長と協議し、警戒体制を発令する。</p>	熊谷地方気象台																
その他自然-30	<p>3.2 情報の収集・伝達・広報【危機管理課、道路公園課】</p> <p>1 積雪に関する被害情報等の伝達</p> <p>市は、積雪等により道路の交通規制を実施したときは、県、警察、消防本部等に報告する。また、人的被害、建物被害、ライフライン被害、公共交通の運行状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、県防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。</p>	<p>3.2 情報の収集・伝達・広報【危機管理課、道路公園課】</p> <p>1 積雪に関する被害情報等の伝達</p> <p>市は、積雪等により道路の交通規制を実施したときは、県、警察、消防本部等に報告する。また、人的被害、建物被害、ライフライン被害、公共交通の運行状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。</p>	埼玉県消防防災課																
その他自然-42	<p>3.2 被害情報等の収集・伝達【危機管理課、環境課、健康増進課】</p> <p>2 被害情報等の伝達</p> <p>市は、必要に応じて、次の降灰調査項目を参考に降灰に関する情報 (降灰及び被害の状況) を調査し、県防災情報システム等により県に伝達する。</p> <p>県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。</p>	<p>3.2 被害情報等の収集・伝達【危機管理課、環境課、健康増進課】</p> <p>2 被害情報等の伝達</p> <p>市は、必要に応じて、次の降灰調査項目を参考に降灰に関する情報 (降灰及び被害の状況) を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。</p> <p>県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。</p>	埼玉県消防防災課																
資料-41	<p>【資料】第2.1.4「災害援助基準」救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」</p> <p>(震災-応急-51、112、113)</p> <p>○災害援助基準「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (1/3)</p> <p>(表は略)</p> <p>注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p> <p>注) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成13年3月23日告示第393号 最終改正:平成30年3月30日告示第51号)</p>	<p>【資料】第2.1.4「災害援助基準」救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」</p> <p>(震災-応急-51、112、113)</p> <p>○災害援助基準「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (1/3)</p> <p>(表は略)</p> <p>注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p> <p>注) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成13年3月23日告示第393号 最終改正:平成30年3月30日告示第51号)</p>	埼玉県消防防災課																
資料-51	<p>【資料】第2.1.7「災害救助法事務手順」(震災-応急-112)</p> <p>○災害発生時における市町村応急措置手順 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="1324 1209 1404 2063"> <thead> <tr> <th>事項段階</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>市における実施事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項段階	項目	内容	留意事項			市における実施事項		<p>【資料】第2.1.7「災害救助法事務手順」(震災-応急-112)</p> <p>○災害発生時における市町村応急措置手順 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="1324 264 1404 1120"> <thead> <tr> <th>事項段階</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>市における実施事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項段階	項目	内容	留意事項			市における実施事項		埼玉県消防防災課
事項段階	項目	内容	留意事項																
		市における実施事項																	
事項段階	項目	内容	留意事項																
		市における実施事項																	

頁	修正案 (第2回防災会議時点)		修正案		備考
災害発生時点	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 被害地区情報連絡責任者からの報告 調査班の出動 被害者台帳の作成 ①被害程度 (人的、物的) ②家族の状況 ③課税状況、世帯類型、必要な救助 県消防防災課へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報システムの利用・入力 		
災害発生時点	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市当局 (責任者) からの救助法適用要請 (県消防防災課へ) 電話 048-880-8181 (直) 県職員等の応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日時においては、048-880-8111 (危機管理防災部当直) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 市当局 (責任者) からの救助法適用要請 (県消防防災課へ) 電話 048-880-8181 (直) 2 県職員等の応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日時においては、048-880-8111 (危機管理防災部当直)
災害救助法の適用時点以降	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告、指示、避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理 		<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理 	
災害救助法の適用時点以降	<ul style="list-style-type: none"> り災者の救出 	<ul style="list-style-type: none"> 1 救出のための要員 (消防団員) の動員、及び救出に要する機械器具の確保 (借上げ) 2 必要に応じ、関係機関への援助要請 		<ul style="list-style-type: none"> 1 救出のための要員 (消防団員) の動員、及び救出に要する機械器具の確保 (借上げ) 2 必要に応じ、関係機関への援助要請 	
災害救助法の適用時点以降	<ul style="list-style-type: none"> 炊出し、その他の給与による食品の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 1 食糧の応急調達 2 炊出し所への責任者派遣 3 婦人会等への炊出し協力要請 4 給与状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所収容者以外の者に対しても給与できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所収容者以外の者に対しても給与できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団、市職員、応援要員分は別にす る。協力活動に対する報酬は支払わな い。
災害救助法の適用時点以降	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ 		<ul style="list-style-type: none"> 1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 協力活動に対する報酬は支払わな い。
災害救助法の適用時点以降	<ul style="list-style-type: none"> 救護班の編成及び派遣 (公立病院等の協力) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 日赤救護班の派遣要請 2 病院又は診療所に移送 	<ul style="list-style-type: none"> 協力活動に対する報酬は支払わな い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 日赤救護班の派遣要請 2 病院又は診療所に移送 	<ul style="list-style-type: none"> 協力活動に対する報酬は支払わな い。
災害救助法の適用時点以降	<ul style="list-style-type: none"> 死体の捜索と処理及び埋葬 	<ul style="list-style-type: none"> 1 死体捜索 (機械器具借上、要員の援助要請) → 消防団、自衛隊等の協力 2 死体処理 (洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動) 3 埋葬 (埋葬火葬の実施、棺、骨壺代支給) 	<ul style="list-style-type: none"> 死体の安置所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 1 死体捜索 (機械器具借上、要員の援助要請) → 消防団、自衛隊等の協力 2 死体処理 (洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動) 3 埋葬 (埋葬火葬の実施、棺、骨壺代支給) 	<ul style="list-style-type: none"> 死体の安置所の確保

【資料】第4.3「平成25年埼玉県内竜巻災害の被災者支援（参考）」（その他自然災害-24）
 埼玉県と市町村の被災者支援の具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）（1/2）

【資料】第4.3「平成25年埼玉県内竜巻災害の被災者支援（参考）」（その他自然災害-23）
 埼玉県と市町村の被災者支援の具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）（1/2）

県・関係機関		市町村
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターの支援（福祉部） 被害認定調査（総務部） 被災者相談窓口の設置 各種申請手数料の免除 	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターの派遣（災害ボランティアセンターの運営） 被害認定調査 罹災証明書の発行 被災者相談窓口の設置 各種申請手数料の免除
生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） 災害援護資金の貸付（危機管理防災部） 災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉信用金庫等） ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） 義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） 災害援護資金の貸付（福祉担当課） 各種融資制度の広報 生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） 市町村義援金の募集・配分 見舞金等の支給

県・関係機関		市町村
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア支援センターの支援（福祉部） 被害認定調査（総務部） 被災者相談窓口の設置 各種申請手数料の免除 	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターの派遣（災害ボランティアセンターの運営） 被害認定調査 罹災証明書の発行 被災者相談窓口の設置 各種申請手数料の免除
生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） 災害援護資金の貸付（危機管理防災部） 災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉信用金庫等） ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） 義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） 災害援護資金の貸付（福祉担当課） 各種融資制度の広報 生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） 市町村義援金の募集・配分 見舞金等の支給

吉川市地域防災計画 (案)

平成 3 1 年 3 月

以下、本文略

(4 月、HP にて公開予定)

平成30年度 吉川市地域防災計画改訂スケジュール

年 月	項 目	内 容
30年 8月	第1回 防災会議	日時：平成30年8月21日（火） 13:30～ 場所：吉川市役所3階 303、304会議室 議事：吉川市地域防災計画改訂方針（案）について 吉川市地域防災計画改訂スケジュール（案）について
30年 10月	第1回作業部会 （WG）	日時：平成30年10月12日（金） 9:30～ 場所：おあしす 2階 セミナールーム3 委員：各課所属長又は係長級以上の職員 議事：吉川市水害対策本部及び災害対策本部組織体制について
30年 10月	第1回意見照会	期間：平成30年10月18日（木）～11月2日（金） 対象：関係機関（当会議委員の所属機関含む）、庁内各課 内容：現行計画における内容確認（本文、各種データ）
30年 11月	第2回作業部会 （WG）	日時：平成30年11月26日（月） 10:00～ 場所：吉川市役所3階 304、305会議室 委員：各課所属長又は係長級以上の職員（第1回と同様） 議事：吉川市地域防災計画の主な修正点（意見照会）について 吉川市災害対策本部組織体制について
31年 1月	第2回意見照会	期間：平成31年1月4日（金）～1月18日（金） 対象：庁内各課 内容：改訂案における内容確認（本文、各種データ）
31年 1月 （本日）	第2回 防災会議	日時：平成31年1月28日（水） 10:00～ 場所：吉川市役所3階 301、302会議室 議事：吉川市地域防災計画（改訂案）について
31年 1月～ 2月	埼玉県との調整 （事前相談）	期間：平成31年1月21日（月）～2月22日（金） 内容：吉川市地域防災計画（改訂案）について、県へ事前相談 を行う。
31年 2月～ 3月	パブリック・ コメント （意見公募）	期間：平成31年2月5日（火）～3月5日（火） 内容：地域防災計画（改訂案）について、市民へ意見等を伺う。 周知方法：市ホームページ・各公共施設 等 意見提出方法：直接、郵送、ファクシミリ、電子メール、公共 施設に設置する意見提出箱
3月	第3回 防災会議	日時：平成31年3月27日（水） 14:00～ 場所：吉川市役所2階 202会議室
4月	・パブリックコメ ントの公表	期間：平成31年4月下旬 内容：回答書を公表・意見提出者に送付する。
4月 ～5月	埼玉県への報告 ・市民等への公表 ・計画書の送付	期間：平成31年4月下旬～5月中旬頃 内容：改訂した「吉川市地域防災計画」を埼玉県知事に報告 HPへの公表、関係機関等へ計画書の送付を実施